

特集：平成 24 年度第 1 回 FD 研究会報告

教養教育温故知新～経緯を踏まえてこれからを考える～

ディアロゴス



ギリシャ語の ΔΙΑΛΟΓΟΣ は
「対話」という意味です。英
語・フランス語・ドイツ語・
イタリア語など、西洋近代
諸語も、それを音写して取
り入れています。「対話」は
「真理への道」として、古代
ギリシャの哲学者ソクラテ
スの哲学の方法とされ、そ
の弟子プラトンの著作の形
式「対話編」となって有名
となった言葉です。現代は
その「真理への道」として
の対話ばかりか、一般用法
としての「相互理解の道」
としての対話まで弱くなり、
もっとも強く復活が望まれ
るものと言えます。

第20号

教養教育推進センター
FD 研究会 報告書「ディアロゴス」 第20号

目 次

● 実施要項	1
● 学長挨拶	学長 森 秀樹 4
● 講演1 我が国における教養教育の経緯	5
	八田 弘 (文部科学省高等教育局大学振興課専門官)
資料	
● 講演2 岐阜大学における教養教育の経緯	17
	佐々木 嘉三 (元岐阜大学理事副学長)
資料	
● 講演3 看護学科における教養教育の経緯	23
	滝内 隆子 (医学部看護学科教授)
資料	
● 総合討論	27
	司会: 安田 淳一郎 (教養教育推進センター准教授)
● 参加者データ	35
● 参加者アンケート	36

平成 24 年度 岐阜大学教養教育推進センター FD 研究会 実施要項

【テーマ】教養教育温故知新～経緯を踏まえてこれからを考える～

【趣旨】

大学設置基準の大綱化から約 20 年が経過し、昨今では「学士課程」答申等において教養教育の重要性が強調されるなど、今までに教養教育の節目を迎えている。岐阜大学におけるこれからの教養教育の在り方を考えるとき、多様な視点からこれまでの経緯を振り返ることで、時勢に即した岐阜大学らしい教養教育の将来像が見えてくると考えられる。そこで、この約 20 年間の教養教育の経緯を国、大学、学部（学科）ごとに回顧することにより、「今まで教養教育はどのように位置づけられてきたのか、現在どのような変化の途にあるのか」ということの知見を共有し、「これからの岐阜大学の教養教育はどうあるべきか」を議論する。

【日時】平成 25 年 3 月 6 日（水）13：00～14：45

【場所】岐阜大学 全学共通教育棟多目的ホール

【対象】岐阜大学 教職員・学生

【参加人数】97 名

【主催】岐阜大学教養教育推進センター

【プログラム】

13:00～13:05	「学長挨拶」 森 秀樹 学長
13:05～13:45	「我が国における教養教育の経緯」 八田 弘 氏 (文部科学省高等教育局大学振興課専門官)
13:45～13:55	「岐阜大学における教養教育の経緯」 佐々木 嘉三 氏 (元岐阜大学理事副学長)
13:55～14:05	「看護学科における教養教育の経緯」 滝内 隆子 氏 (岐阜大学医学部看護学科教授)
14:05～14:45	「総合討論」 司会：安田 淳一郎 (岐阜大学教養教育推進センター准教授)

【講演者略歴】

八田 弘 氏 (文部科学省高等教育局大学振興課専門官)

平成元年兵庫教育大庶務課。平成4年高等教育局私学行政課。以降、同学生課。同学校法人調査課。同専門教育課を歴任。平成16年国立高専機構財務課補佐。平成17年大学評価・学位授与機構評価第2課長。平成19年京都大学企画課長。平成21年高等教育局学校法人経営指導室長補佐。平成24年同大学振興課専門官。

佐々木 嘉三 氏 (元岐阜大学理事副学長)

北海道大学理学研究科修了後、岐阜大学教育学部理科教育（地学）助手として赴任、昭和61年に教授。平成10年8月～12年3月には、学長補佐・教養教育企画運営委員長を勤めた。平成16年3月定年退職後、理事・副学長（教育学務担当）を勤め、平成20年3月に退職。主な研究テーマは、地震波、重力データによる地球内部構造の研究等である。

滝内 隆子 氏 (岐阜大学医学部看護学科教授)

岐阜大学医学部附属看護学校卒業後、看護師としての臨床経験を富山市立富山市民病院で積み、その後日本赤十字秋田短期大学、石川県立看護大学を経て平成16年から本学看護学科の教授として現在に至る。主な研究領域は看護教育と看護歴史。

FD研究会

教養教育温故知新 ～経緯を踏まえてこれからを考える～

日時 2013年 3月6日(水) 13:00～14:45

場所 岐阜大学 全学共通教育棟多目的ホール

対象 岐阜大学 教職員・学生, その他どなたでも

趣旨

この約20年間の教養教育の経緯を国, 大学, 学部(学科)ごとに回顧することにより, 「これまで教養教育はどのように位置づけられてきたのか, 現在どのような変化の途にあるのか」ということの知見を共有し, 「これからの岐阜大学の教養教育はどうあるべきか」を議論します。

題目・講演者

「我が国における教養教育の経緯」

八田 弘 氏 (文部科学省高等教育局 専門官)

「岐阜大学における教養教育の経緯」

佐々木 嘉三 氏 (元岐阜大学理事副学長)

「看護学科における教養教育の経緯」

滝内 隆子 氏 (岐阜大学医学部看護学科教授)

申込

不要 ※直接会場にお越し下さい

意見募集

テーマに関連したご意見・ご質問を事前に頂ける方は、下記お問い合わせ先までメールにてご連絡願います。できる限り、当日の総合討論にてご紹介いたします。

お問い合わせ先

E-mail : ysdjun16@gifu-u.ac.jp
Tel : 058 - 293 - 3097 (安田)

主催

岐阜大学 教養教育推進センター

学長挨拶

森 秀樹 学長



森でございます。今日は、教養教育の FD に多くの方にお越しいただき誠にありがとうございます。教養教育推進センターというものが岐阜大学にはあり、教育の戦略的なことをやっているわけでありますが、何といいましても、現場の先生方の取り組みというものが、大学の教育では一番重要であると思います。

私どもは、縁があつて岐阜大学に入ってくる学生さんを受け入れています。本人の偏差値や学校の先生とも相談して来ていると思います。ただ、受け入れたからには、本人の志もありますし責任もあります。例えば学校の先生になりたいとか看護師になりたいと思って入ってくる学生の志を高いレベルで捉えて実現させてやるということが必要ではないかと思っております。

私自身も、考えてみますといろいろな先生に教わって、進路を決めた経緯もあったかなとも思っております。私の一生忘れられない先生に、高等学校の 1 年のときの世界史の先生がいます。その先生の授業は本当にワクワクするようなものでした。その先生はギリシャ辺りの話を長々とやっており、その後はいきなり三国時代にスキップしておりました。吉川英治の三国志を授業中に回し読みをしていたという記憶があります。

アップルのスティーブ・ジョブズは、ソニーに強い憧れがあったと言っています。確かに、ソニーはワクワクするような製品を次から次へと作っていたと思います。したがって、われわれもワクワクするような教育を学生に与えたいと思います。将来、あの時代に受けた教育が、後になって実を結ぶということになればいいのではないかと思います。

われわれは、つい就職のこととかを意識して教育をしているとも思います。そうではなくて、結果として、学生が、良い仕事に就ければいいわけでありまして、人間的にもいろいろな意味で成長できる結果をもたらす教育が重要であると思いますそのような教育を目指して我々は努力しなければいけないと思います。

今日は、文科省の高等教育局の八田さまに、教養教育の経緯など、中教審の内容を紹介していただけるのではないかと思います。懐かしい佐々木先生には、岐阜大学の教養教育の経緯のようなことを紹介していただけると思います。この FD が有意義なものになればと願っています。よろしくお願ひいたします。

講演 1

我が国における教養教育の経緯

八田 弘

(文部科学省高等教育局大学振興課専門官)



【八田】 文部科学省大学振興課の八田と申します。今日は、大学における教養教育の現状、教養教育をめぐる動き、そして、そのまとめという形で説明をさせていただきます。

まず最初に、大学における教養教育の現状、一般教育の科目の単位数、昭和 62 年度と平成 21 年度の比較でございます。昭和 62 年の状況は、国公私立全体で 49.0% の大学が 36 単位で、その後、平成 3 年の大綱化を経て、平成 21 年度では 36 単位超の大学と 36 単位未満の大学が増え、教養教育を重視する大学と、あまり重視していない大学に二極分化としています。

次に、教養教育の体制ですが、これは教養教育の在り方や専門教育との連携を検討するための全学的な実施・調整等の組織として、共通教育センターや全教センター、さらには委員会等を設置している状況について、平成 21 年度で 8 割の大学で整備されております。年々、増加している現状にあります。

続きまして、具体的な教養教育の実施内容ですが、外国語教育の開設状況ということで、近年は中国語で 85%、朝鮮語・韓国語といった科目も全体で 61% の大学で教えられるようになっています。

情報処理教育科目では、100% に近い大学で開設がなされています。例えば環境教育等促進法などの法律的な要請、最近では消費者教育推進法が成立し、そういう観点から、社会のニーズを踏まえて、当省において調査をさせていただいていますが、これまでにない科目というのも、非常に増えています。

キャリア教育については、平成 23 年度に大学設置基準の改正を踏まえて教育課程の内外で培うことになりましたが、これらのように 20 年前にはなかった科目もかなりの大学で取り入れられています。

また、初年次教育ですけれども、実施する大学が 84% と、これもかなり高くなっています。初年次教育を導入する大学は、当省が調査し始めたのが平成 18 年度からでございますので、年を追うごとに導入する大学が増えております。大学のユニバーサル化によって多様な学生が入ってきており、その対応が各大学で求められています。

続きまして、学生の学修成果の現状、昨年、当省で学長宛に調査をした結果です。これを見ますと、学生の「専門的技術・技能」とか、「職業人としての倫理観」、「専門的な知識」は、「十分」あるいは「ある程度十分」として、約 7 割の学長が捉えていますが、「汎用的能力」

や「知識の活用能力」というのは、かなり課題であるという認識を持っています。

さらに、学生の学修阻害要因として、アルバイトや部活もありますが、特に「自ら考える習慣」が学生に不足しているとか、「基礎的な知識技能」、「学修に対する意欲」が学生にはないことが、大きな課題であると認識として持っている学長先生が多くなっています。

そういう状況を踏まえて、教養教育の具体的な展開事例として、例えば、東京大学では、学術俯瞰講義というような講義を設けられ、各学期に設定されたテーマごと、事例では「リスクと社会」ですが、各分野のスペシャリストがオムニバス形式で講義を実施し、各テーマにはコーディネータを配置し、講義全体の設計や俯瞰・まとめ等を行っています。また、高校の新教育課程の修了者に対して、教科書の作成なども行われているような事例、さらに、入学してから幅広い教養というものを身に付けた上で、3年から進学する後期課程というものを選択、学生の志望と成績状況を基に選択していくという形で、遅い専門化が取られております。

早稲田大学の事例では、教養教育のオープン化の推進ということで、全学共通の科目を実施して、学生の幅広い学びというものを提供しています。また、英語の「チュートリアル・イングリッシュ」という科目、これは講師1人に対して4人の学生という少人数で、成果を挙げているということを聞いています。

また、国際教養大学の取組、大学としてリベラルアーツの探求ということで、その探求方法に5つの視点、それに対する目標があり、これを達成するために正規の授業については基本的に全て英語で実施、全寮制、少人数の授業がほぼ80%の授業科目で行われ、成績管理はGPAを導入、就職については100%、企業からも高い評価を得ています。

以上が教養教育の現状ということで、これを総括いたしますと、平成3年の大綱化は、教養教育を軽視する大学を生んだ半面、一方で重視する大学も生んで、二極化が進んでいます。

また、2点目としては、教養教育を実施する組織、大教センターとか共通教育センター、委員会組織等を設置する大学も多くなっており、教養教育というものを再評価する動きも見られています。

3点目は、時代のニーズ、変化とともに、多様化する学生への対応が必要で、学生の学びの状況などを踏まえて、教養教育の内容も、初年次教育に見られるようにかなり幅広い対応を各大学で行われています。各大学が教育の質を保証していく中で、学生の学びに対する独自のさまざまな教養教育の取組が行われています。

これからは「教養教育をめぐる動き」ということで、法令等の改正等、制度面から見てていきたいと思います。

最初に、平成3年のいわゆる大学設置基準の大綱化の改正の内容です。ご存じのように、この改正で、開設科目の種類、一般教育科目の分野、区分ごとの必要単位数というものが取つ払われ、各大学が自らの判断で、教育上の目的を達成するために必要な教育科目を自ら開設する形に、改正がなされています。画一的、量的なものから、質的なものへの規定に変更

がなされました。

これは、当時の文部省と大学審議会が、教養教育というものは不要としたわけではなくて、大学設置基準第19条第2項にあるように、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」ということで、こここの条文にあるように、教養教育の必要性は失われていない。しかし、この改正によって、特に国立大学における教養部というものが解体する契機になっていったということは、事実としてご承知のことだと思います。

その後、平成3年の大綱化から15年を経まして、教育基本法と学校教育法の改正が行われております。平成18年の教育基本法の改正時には、新たに「教育の目標」の項、および「大学」の項が設けられて、それぞれに教養という言葉が新たに入れられました。大学は専門的能力を培うのみならず、高い教養というのも培う教育機関であるということが明らかにされております。

法令、制度に関する部分を総括しますと、現行の法令体系では具体的な科目区分とか単位数に関する規定というものは存在しなくなりましたが、大学の目的としては、高い教養を培うということが要請されています。

ここからは、教養教育の在り方や目的に関しまして、各種の審議会の答申ではどのように考えられてきたかということでございます。

まず戦後の状況ですが、教養教育の原点というものが第一次米国教育使節団の報告書にあり、これには、戦前の高等教育というものが専門に偏り過ぎていて、「普通教育（原文はGeneral Education）を施す機会が余りに少く、その専門化が余り早くまた余りに狭すぎ」るということで、それを受け、普通教育、一般教育というものを、正規のカリキュラムの中に位置付けるべきだという報告がございました。

また、一般科目というものを、さらに専門化の領域に関連した科目、専門基礎科目や、新しい分野の専門科目をよりもっと自由に取り入れていくべきであるという報告がなされて、それが大学基準協会での大学基準の制定となり、この考え方方が踏襲されて、文部省でも、日本の高等教育の再編成という報告で、新制大学の性格というものが、「専門的な狭い分野に入る前に社会科学・人文科学・自然科学の広い基本的な科目を学ぶ事は広い世界を自由にとらわれない立場で眺め人生観世界観を確立するために最も大切な事である」という理念が取り入れられています。

特に、社会科学、人文科学、自然科学というのは、人類思考の三大部門であるというような提言もあり、それ故に大学の最初の2年間における課業というものが、この3つの部門を基本に構成されなければならないということで、戦後、一般教育が最初の2年間に行われるとなったのが、ここにあるような提言を踏まえています。

昭和31年には、文部省で大学設置基準が法定化され、その後、昭和38年に中教審の「大学教育の改善について」答申が行われて、教育の実施後、新制大学発足後、十数年の実績を

見ると、所期の目的が必ずしも十分には達成されていないというような報告があり、さらに昭和 46 年の中教審の「四六答申」でも、「これまでの大学教育では、いずれの専攻分野の学生についても、広い教養をめざして一般教育科目等の履修を画一的に要求したが、多くの場合、専門教育とは別個に前期で集中的に履修させたことやその内容・方法が適当でなかったことによって、教育課程全体として調和を欠き、所期の目的がじゅうぶんには達成されなかつた」という評価、提言がなされております。

これを受けて、昭和 61 年の臨教審等の答申では、一般教育というのは非常に大学教育にとって重要なものですけれども、「大学の一般教育は、理念においても、内容においても十分であるとはいはず、しばしば一般教育無用論すら聞かれる」というような話も出てきております。

そのことから、「一般教育と専門教育を相対立するものとして捉える通念を打破し」ていくことが述べられ、そして「人文・社会・自然の三分野の均等な履修に機械的に固執することなく、学際的学習等も加えた積極的なカリキュラムを構成することが重要である」ということが、平成 3 年の大綱化に当たっての考え方になっていきます。

それで、平成 3 年以降の教養教育というものが、この大綱化によって大学自らが自由な判断で柔軟にカリキュラムを編成できるようになり、戦後から教養教育は 1 年、2 年のうちで行われるということでしたが、4 年間を通じた一貫したカリキュラム編成というものが求められ、これが国立大学の教養部の改組を生んでいくことにもなり、最終的には教養部は現状では東京医科歯科大だけとなっております。

その後、平成 10 年大学審議会「21 世紀答申」では、教養教育の軽視を懸念し、各大学における教養教育の在り方の更なる検討が必要であるとの提言がなされております。

さらに、平成 14 年の「教養教育答申」で、大学における教養教育においては、社会の変化に対応しうる知の基盤を与えるものと位置付けられ、知的技法の獲得や、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養、こういったことも期待されています。

その後、平成 17 年の「将来像答申」の中で、平成 14 年の「教養教育答申」で示された考えに加えて、大学教員には高い力量が求められることと、そのために授業改善を不断に行う必要があることを提言しております。このことが平成 19 年の FD の義務化につながり、そして、大学の学士・修士などの学位を与えるプログラム中心の考え方というものが打ち出されました。

平成 20 年の「学士課程答申」においては、早期の専門分化は学生の学びの幅を狭めてしまうこと等を懸念し、専門分野の入学後の選択や柔軟な変更等の検討の必要性ということが指摘されております。そして、教員意識としての教養教育の軽視に触れ、望ましい実施体制に関する議論と適切な対応というものが大学に求められる旨の提言がなされています。

こういったことで、非常に駆け足ですけれども、戦後からの答申における関係の記述とい

うことをピックアップさせていただきました。

これを総括いたしますと、戦後から一貫して教養教育の必要性というものは求められておりますけれども、時代の変遷、学生の多様化等によって、教養教育において多様な観点、総合的な思考判断能力ですとか、人間性の涵養等の目的という点は、一貫して求められているのですが、むしろ近年においては、分野を超えた共通の知識ですとか、その技法といった観点というものが、ユニバーサル化の対応や多様化する学生への対応の観点から、教養教育に求められるようになってきたということがいえるかと思います。

平成 24 年、昨年の 8 月に出された、「学び答申」の中では、特に、学位プログラムという考え方ですが、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー等に沿って、学位プログラムにのっとって教育を行っていくということが現在特に必要とされておりまして、こういう循環（資料 33 頁）で大学のカリキュラムを回していくというような、質的転換ということが求められております。この中で、大学の教養教育というものを、どのように位置付けていくかということが、求められているところでございます。

これからの大に求められる教養教育として、これまで申し上げましたように、大学の大綱化以降に、考え方や教養教育の実施体制というのは、各大学に委ねられておりますけれども、教養教育に対する必要性、考え方というのは、基本的に戦後から一貫して変わっていないと思います。むしろ近年、社会の激しい変化や学生の多様化といった各種の課題に対応できるものとして、教養教育が位置付けられるようになってきたといえるのではないかと思います。

現在の大学を取り巻く状況というのは非常に厳しいものがございますが、大学は、その中で学生の学びに着目した質的転換というものが求められており、これに加えて、知識基盤社会といわれるよう、知の細分化や学術研究の発展による多様化、そういうものに対応していくために、知における共通の基盤である教養の意義というものが、一層高まっていると考えられます。グローバル化の進展の中で、それに対応する教養というのも、求められていくことが考えられます。

この先、これまで以上に人材、社会ニーズの多様化が予想されますけれども、各大学においてどのような人材を養成して、どのような教育研究を行っていくかということも踏まえ、大学として変化していくことが、大いに考えられております。

そういった中で、大学は、今まで以上に困難な状況に置かれるということも想定されていますが、ぜひこのような教養教育に関する取組をさらに進めていただいて、大学における教養教育の位置付けというものを、大学の中で明確にしていただくということが、求められるのではないかということで、本当に雑駁な話で恐縮でございますけれども、私のお話を終えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

我が国における教養教育の経緯

(1) 大学における教養教育の現状

(2) 教養教育をめぐる動き

- ・H3大学設置基準の規定の変化
- ・教育基本法、学校教育法の改正
- ・戦後～、H3大綱化～
- ・H3以降の審議会答申の関係記述

(3) まとめ～これから大学教育に求められる教養教育～

平成25年3月6日
文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室
八田 弘

(1) 大学における教養教育の現状

卒業要件として修得を必要とする一般教育科目の単位数別大学数 昭和62年度と平成21年度の比較

		昭和62年度			平成21年度		
		36単位超	36単位	36単位未満	36単位超	36単位	36単位未満
国公立	24.2%	44.7%	31.1%	52.4%	37%	43.9%	
公立	21.7%	54.3%	23.9%	34.5%	2.9%	62.6%	
私立	14.2%	49.8%	35.1%	20.7%	3.5%	75.8%	
合計	17.8%	49.0%	33.3%	27.2%	3.5%	69.3%	

※昭和62年度…大学教育等の改善等の状況についてより
※平成21年度…文部科学省調べ

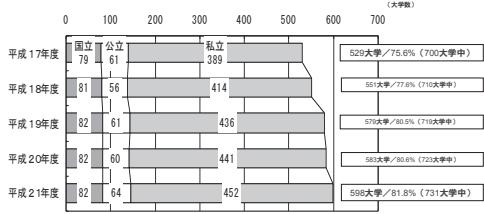
昭和62年度当時は、一般教育科目での必要単位数が36単位以上と設定されていたため、36単位未満の大学は多くなかった。
平成21年度は36単位超を必要単位と設定する大学が増加する一方、36単位未満とする大学の割合が多數を占め、従前どおり36単位の設定としている大学は少数。
なお平成21年度時点で、卒業までに取得しなければならない教養教育科目の単位数の平均は、30.2単位。

【参考】平成21年4月現在の大学数（学部段階）※調査を停止している大学を除く

国公立大学	公立大学	私立大学	合計
86大学	77大学	568大学	731大学

②教養教育の体制

大学学部段階において、教養教育の在り方や専門教育との連携等について検討するための全学的な実施・調整等組織（共通教育センター等、全学的な検討会議等）を設置する大学は増加傾向。平成21年度においては598大学（81.8%）が設置。



「大学における教育内容等の改善状況について」より作成

③主な教養教育の実施内容（平成21年度、大学学部の状況）

○外国語教育の開設状況（上位6言語）

1. 英語…731大学 (100%)	4. ドイツ語…525大学 (72%)
2. 中国語…621大学 (85%)	5. 朝鮮語・韓国語…450大学 (61%)
3. フランス語…536大学 (73%)	6. スペイン語…240大学 (33%)

○情報処理教育科目を開設する大学数
国公立82大学、公立14大学、私立573大学 計729大学（99.7%）で開設。

○環境に関する科目を開設する大学数
国公立84大学、公立10大学、私立524大学 計678大学（90.0%）で開設。

○ボランティア教育に関する講義または実技科目を開設する大学数
国公立1大学、公立19大学、私立252大学 計322大学（44.0%）で開設。

○キャリア教育に関する講義または特別講義等を開講する大学数
国公立82大学、公立64大学、私立538大学 計684大学（93.6%）で開設。

(文部科学省調べ)

④初年次教育の状況

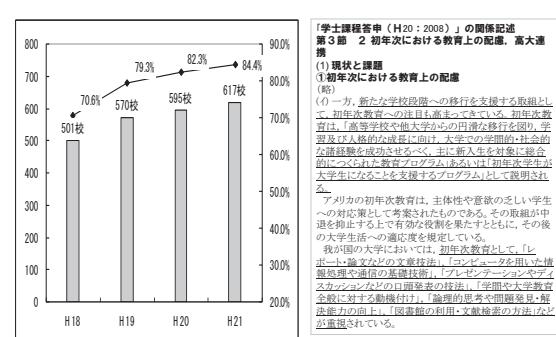
近年、高校から大学へ入学した新入生を対象とする初年次教育の実施が増加。平成21年度ではおよそ617大学（84.4%）が実施。

主な内容は、

- ①レポート・論文の書き方等の文章作法を身に付けるプログラム
国公立61大学、公立47大学、私立425大学 計533大学（72.9%）で開設。
- ②プレゼンテーションやディスカッション等の口頭発表技術を身に付けるプログラム
国公立66大学、公立45大学、私立377大学 計488大学（66.8%）で開設。
- ③学問や大学教育全般に対する動機付けのためのプログラム、等が含まれる。
国公立68大学、公立34大学、私立368大学 計470大学（64.3%）で開設。

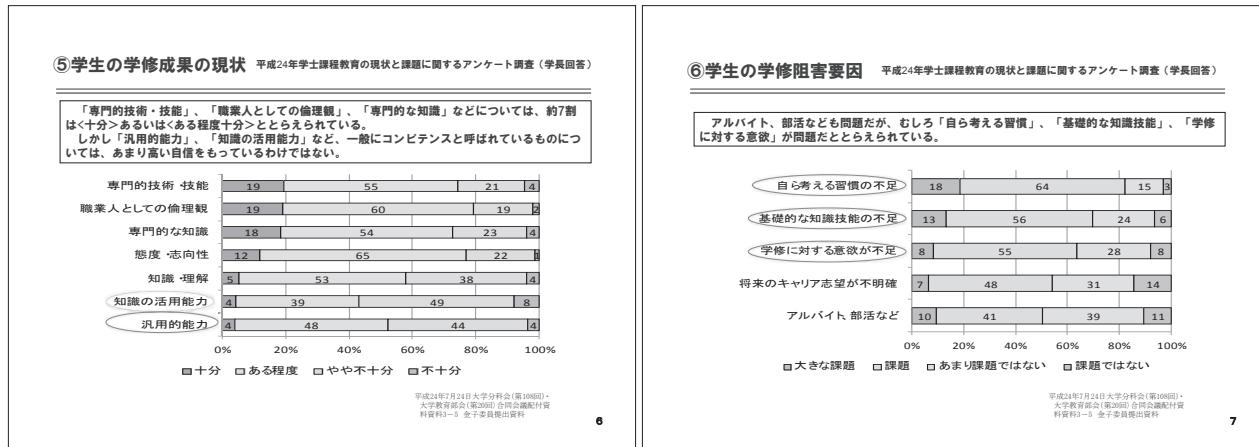
【初年次教育】高等学校から大学への円滑な移行をめざし、大学での学問的・社会的な諸条件を成功させるべく、主として大学新入生を対象に作られた総合的教育プログラム。高等学校までに修得しておくべき基礎学力の補完を目的とする補習教育とは異なる。

○初年次教育を導入する大学数及び割合の推移（H18～21）

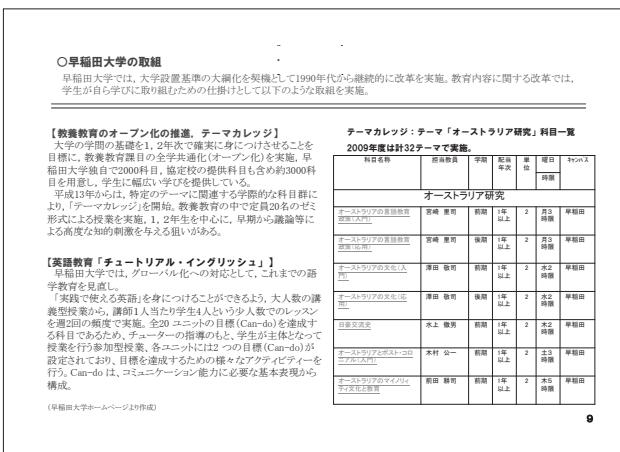


【学士課程答申（H20：2008）】の関係記述
第3回 第2回初年次における教育上の配慮、高大連携
(1) 現状と課題
(2) 初年次における教育上の配慮
(3) 一方、新たな学校環境への移行を支援する取組として、高大連携による初年次教育の実施が進められており、これは、高大連携や他の大学からの円滑な移行を図り、学習力・人格的成長等に向け、大学での学問的・社会的な経験や成功感をもつべく、主に新入生を対象に総合的に「これまでの教育プログラムと並行して、初年次学生が大学生に「つなげ」を実現するプログラム」として強調されている。

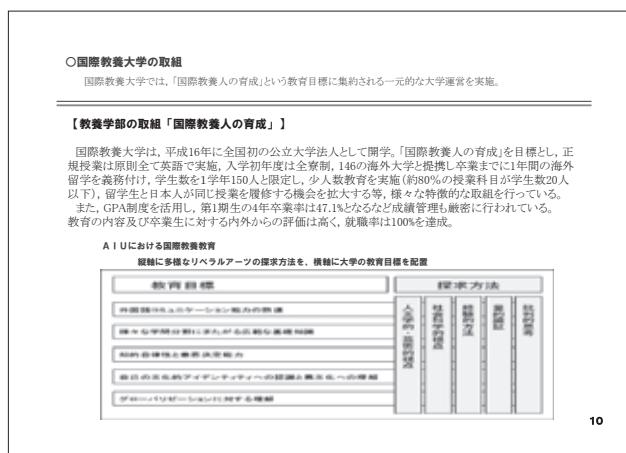
我が国の大学においては、初年次教育として、「レポート・論文などの実験法」「「コンピュータを利用した情報処理や通信の基礎技術」「「プレゼンテーションやディスカッションなどの口頭発表の技術」「「学問や大学教育全般に対する動機付け」「「論理的思考や問題解決見つけ解決能力の向上」「「図書館の利用・文献検索の方法など」が実施されている。



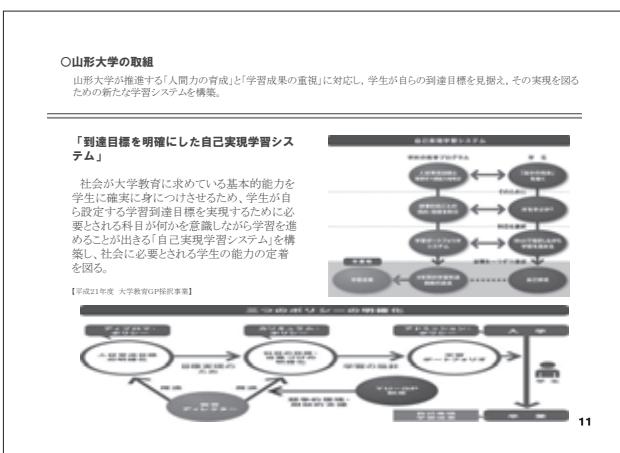
8



9



10



○金沢工業大学の取組

金沢工業大学では、修学ポートフォリオを活用し、学生の実態に即した教育を展開。

【KITポートフォリオシステム】

金沢工業大学では、平成16年から全学的に「修学ポートフォリオ」を実施。学生の行動履歴をシステム上に記録させ、学生の自己管理・評価能力を高める取組を行っている。

記録と共に、修学アドバイザーカ定期的な面談により、学生が目的・目標を持ち、自己点検、改善を行うサイクルの習慣付けにより、自己実現目標を立て、将来的なキャリア・デザインを立てるすることを目標としている。

【平成18年度特色GP掲載事例】

(金沢工業大学ホームページより作成)

我が国における教養教育の経緯

(1) 大学における教養教育の現状

(2) 教養教育をめぐる動き

- H3大学設置基準の規定の変化
- 教育基本法、学校教育法の改正
- 戦後～、H3大綱化～
- H3以降の審議会答申の関係記述

(3) まとめ～これからの大学教育に求められる教養教育～

(2) 教養教育をめぐる動き

①大学設置基準の規定の変化

平成3年の大学設置基準の改正において、「一般教育・専門教育等の科目区分及び必要単位数の課題」を実施。

<p>第1条 各大学は、修学ポートフォリオを、その内年にとり、一般教育科目、基礎教科目及び選択科目に区分する。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、教育上必要なときは、専門教育の基礎となる授業科目として、教養教育科目を置くことができる。</p> <p>第2条 一般教育科目に付する修業科目名は、社会及び自然の2つの分野にかつて開設するものとする。</p> <p>(2) 第3条 卒業の要件は、大学に4年以上在学し、次の各に定める単位を修得するものとする。</p> <p>1 一般教育科目については、人文、社会及び自然の3つの分野にわたり36単位</p> <p>2 内国語科目については、一つの国語の科目36単位</p> <p>3 外国語科目については、講義及び実技各18単位</p> <p>4 選択科目は、</p> <p>2 前項の規定に従ふべきで、大学は、学部、学科や種類により教育上必要があるときは、一般教育科目について同項第一号の規定により修得すべき単位から12単位までを、外国語科目、基礎教科科目又は専門教育科目についての単位で代用することができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>【平成3年の改正】</p> <p>第19条 本学は、当該大学、学部及び学科又は選択等の「教育上の目的達成度」に従うべき「必要な授業科目」を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門知識の習得を図り、専門的・総合的・創造的・実践的・実験的・実証的方法を採り、教員個人間性を尊重する方針で開設するものとする。</p> <p>3 (略)</p>
--	---

13

②教育基本法、学校教育法の改正

平成18年の教育基本法改正 新旧対照表

<p>(教育の目標)</p> <p>第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつゝ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。教育の目標</p> <p>一、精神的・身体的・心身の発達を促進する。精神的・心身の発達と道徳の形成を並んで、心から情操・操行・態度の形成をも含む。</p> <p>二、職業的及び技術の訓練を併せ、自立及び自律の精神を養うとともに、職業的及び技術の訓練を通じ、勤労を重んじる態度を養うこと。</p> <p>三、正直と責任、男女平等、自他の敬愛と協力と尊重とともに、公私の精神に基づき、主権者としての自覚と、社会的・政治的・文化的・科学的・芸術的・宗教的・精神的・道徳的・身体的・心身の発達に寄与する態度を養うこと。</p> <p>五、伝統と文化を尊重し、それらをもとめんして我が国の歴史を学ぶとともに、他国を尊んで学ぶこと。</p> <p>(大学)</p> <p>第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的知識をもつて、既存と世界との新しい知見を創造し、これらの成果を世界に貢献するに至り、社会の発展に貢献する所とする。</p> <p>2 大学の運営は、自主性、自律性その他の大學における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。</p>	<p>(新設)</p> <p>第六十二条 女性は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究するとともに、深い専門の芸芸を教授研究し、知的、道徳的及び実用的能力を範囲をさることを目的とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第八十九条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究するとともに、深い専門の芸芸を教授研究し、これらの成果を世界に貢献するに至り、社会の発展に貢献する所とする。</p> <p>2 大学の運営は、自主性、自律性その他の大學における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。</p>
--	---

14

③戦後の教養教育

S21: 1946 第一次米国教育使節団報告書

大学及び高等学園のカリキュラム

日本の高等教育機関のカリキュラムにおいては、既に述べたように、大概は普通教育(原義はGeneral Education)を施す機会が少くなく、その専門化が余りなくされたために、そして職業的色彩が余りに強すぎるからと思われる。自由は思考をなすための一層多くの背景と、職業的訓練の基盤へ一層優れた基礎とをもつて、更に広大な人文精神の態度をもたらすべきである。このことは学生の将来の生活を豊かにし、そして彼の職業上の仕事、人間社会の全般の運営をもたらんとする。合意の上に、このことは学生の将来の生活を豊かにし、そして彼の職業上の仕事、人間社会の全般の運営をもたらんとする。

各先生に決意された正確のカリキュラムの下に、絆合はよろこびあわいと思ふ、普通教育の外に、更に専門化の領域に開拓した学科が、学生の専門化された研究課題の中に、現在おもむと自由に取入れるべきである。

S22: 1947 大学基準決定(大学基準会議)

[S23: 1948 日本における高等教育の再編成(文部省)]

新制大学の性格

新制大学の特長は、教養教育の重視せらるる事である。専門的知識のいかんに入る前に社会科、人文科学、自然科学の3基本の科目を修学並びに世界を自由にうかがひながら、獲得した人生觀世界觀を確立するためには最も大切である。人権を実現すること国家社会の健構な形成者となる事はこの様な教養を従って完璧を得るのである。又専門的な研究の立い基礎を確保するために不可欠な準備なのである。

五 大学の学科課程

学生がその大学課程の期間中に社会科、人文科学、自然科学、哲學思想の三大部門における方法と業績とに關し何等かの知識を獲得するように保證することである。それ故に大学の最初の2年間に於ける業績は生じてこの二つの部門の広い基本的な科目で構成されなければならぬ。

S31: 1956 大学設置基準を文部省令として制定

15

[S38.1: 1963 中央教育審議会「大学教育の改善について」]

一 大学の目的・性格について
新制大学の制度は、戦後に打たれた教育改革の一環として、学術研究、職業教育とともに、市民的教養と人間形成においてより高い標準に基づいて整備された。しかし、実施後十数年の歴史を経ると、初期の目的が必ずしも十分に達成されていない。

S38.3: 1963 国立大学に教養部が創設

[S46.6: 1971 中央教育審議会「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」]

2 教育課程の改革の方針
「これまでの大学教育では、いわばその東西分野の学生についても、広く教養をめざして一般教育科目等の課程を一般的に要求したが、多くの場合、専門教育とは別個に前期で集中的に履修させたことやその内容・方法が適当でなかったことによって、教育課程全体について知識を欠く所の目的がむづぶんには達成されなかつた」

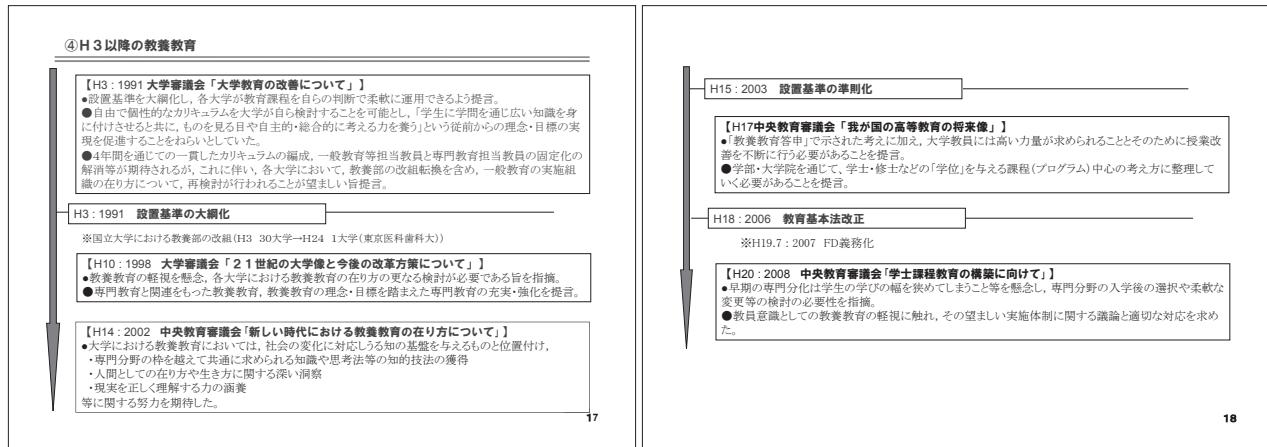
[S61.4: 1986 臨時教育審議会「教育改革に関する第二次審議」]

第4章 高等教育の改革と学術研究の振興

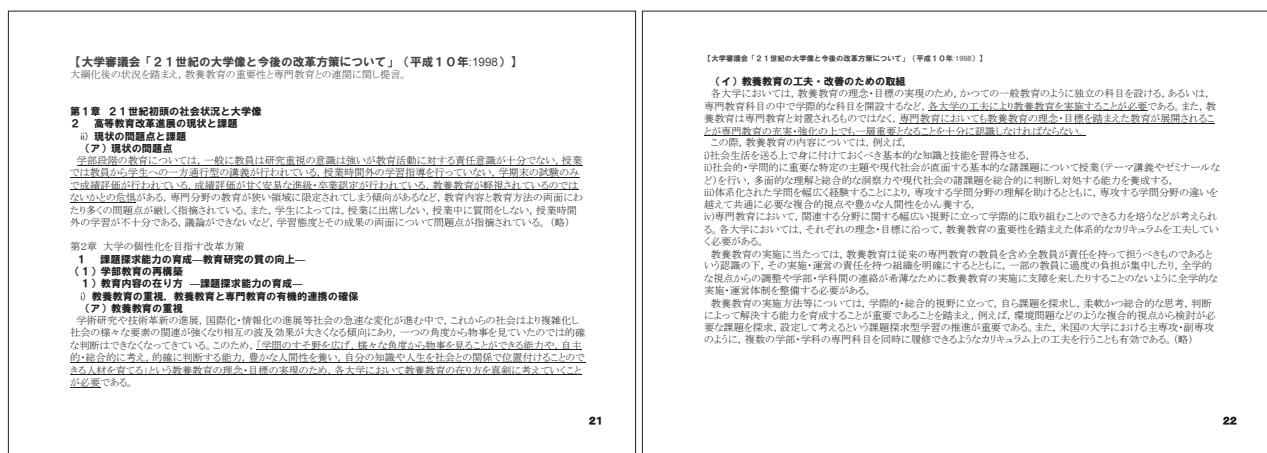
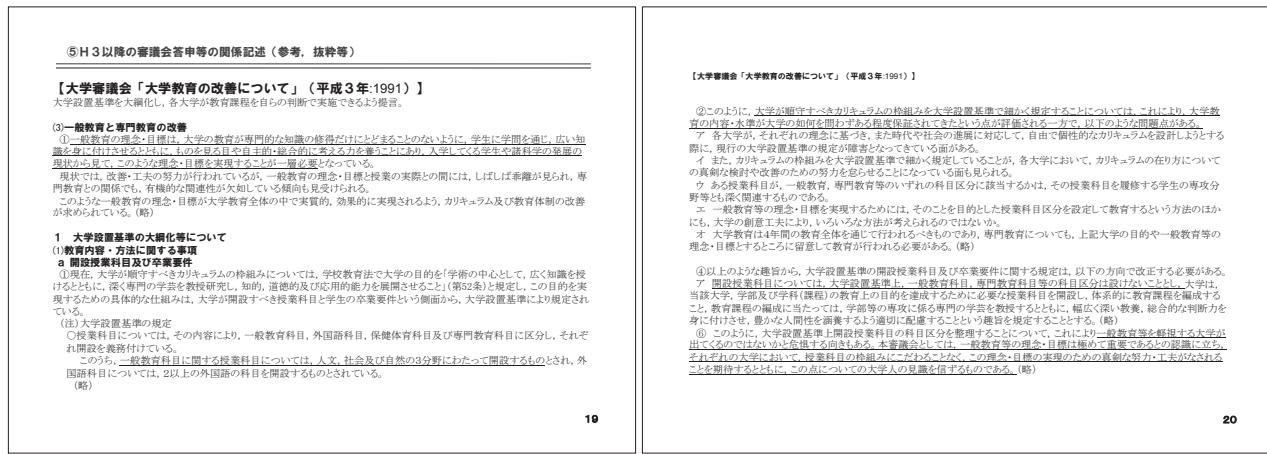
(1) 大学教育の充実と個性化、高度化

①一般教育は、理解力、分析力、創造力をもつた、幅広い表現力を持った、知的活動の基盤をもつ自覚的探究心と鑑み、学問的・創造的・探求的・批判的・論理的・もとて、内容においては十分であることを目指す。これは一般教育無論議士問題における一般的な動向であり、また、一般教育を担当する教員組織の区分や構成についても教養部の見直しを含め、適切な措置を講ずる必要がある。

16



18



平成13年に中央教育審議会となった後も、引き続き教養教育の充実に関する提言が行われている。

【中央教育審議会「新しい時代における教養教育の在り方について」(平成14年:2002)

第3章 どのように教養を培っていくのか

第2節 青少年における教養教育

3 大学における教養教育の課題

- (1) 大学における教養教育の課題
- 社会が増加する急速な変化を遂げる中で、各大学には、幅広い視野から物事を捉え、高い倫理性に裏打ちされた的確な判断を下すことができる人材の育成が一番強く期待されている。(略)
- 新たに構築される教養教育は、学生に、グローバル化や科学技術の進展など社会の激しい変化に対応し得る統合された知識を与えるものでなければならない。各大学は、理系・文系、人文科学、社会科学、自然科学といった従来型の学問分野による知識伝達型の教育や、専門教育への単なる入門教育ではなく、専門分野の枠を超えて共通に求められる知識や思考方法の総合的な教養法の構造や、人間としての在り方や生き方に關する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養など、新しい時代に求められる教養教育の制度設計に全力で取り組む必要がある。

【中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像」(平成17年:1996)

第9章 新時代における高等教育機関の在り方

1 各高専等教育機関の教育・研究の質の向上に関する考え方

(1) 大学

(2) 学士課程 (教養教育)

- 新たに構築されるべき教養教育は、学生に、国際化や科学技術の進展等社会の激しい変化に対応し得る統合された知識を与えるものでなければならない。各大学は、理系・文系、人文科学、自然といった、かっての一般教育のようなら従来型の授業の学問分野による知識伝達型の教育や単なる入門教育ではなく、専門分野の枠を超えて共通に求められる知識や思考方法の総合的な教養法の構造や、人間としての在り方や生き方に關する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養など、新しい時代に求められる教養教育の制度設計に全力で取り組む必要がある。

23

【中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて」(平成20年:2008)

第2節 教育課程編成・実施の方針について～学生が本気で学び、社会で通用する力を身に付けるよう、きめ細かな指導と個別な選択評価を～

1 教育課程の構成化

(2) 方針

(1)また、多くの学生が、入学時に学科等への所属を決定しているが、「これにより、共通教育や基礎教育の後進傾向や専門教育の早期化の動き、さらに第3学年で離れる入学者受け入れの方針も相まって、学生の学びの幅を早期から狭めてしまう」と懸念される。

ユニバーサル段階において、自己決定力の未熟な学生も目立つ中、入学してから時間のゆとりを持つて専門分野を選択できる、あるいは柔軟に変更できる仕組みづくり検討課題とすべきである。

(2)一方で、大学は直面する大転換以降、国立大学を中心して、基礎教育や共通教育の新しい手であった教養部が改組され、多くの教員が専門分野の教員へと転職。教養部は、研究活動や専門教育を重視する一方、基礎教育や共通教育を軽んじる傾向も含めいろいろ問題が残っている。

各大学において、その実情に応じて、基礎教育や共通教育の望ましい実施・責任体制について、改めて真剣に議論し、適切な対応を取っていく必要がある。

24

日本学术会議（回答）「大学教育の分野別質保証の在り方について」
【平成22年（2010年）7月】

●2008年5月、文部科学省において、日本学术会議に対し、大学教育の分野別質保証の在り方について審議を依頼し、今後、各分野の学位水準の向上など質保証の枠組みづくりに向けた積極的な取組が進むことを期待。

○回答の構成

第一部 分野別の質保証の枠組み

- ・分野別に教育課程編成上の参考基準を策定することを通じて、各大学の自主的な教育改善を支援する。

第二部 学士課程の教養教育の在り方

- ・分野の壁を越えた協力を可能にする市民性の涵養

第三部 大学と職業との接続の在り方

- ・専門的な知識・技能が尊重される社会の構築

○分野別参考基準の策定

- ・経営学」「法律」「言語・文学」が公表済み

○分野別参考基準の構成要素

- ・当該学問分野の定義と固有の特性
- ・当該学問分野を学ぶすべての学生が身に付けるべき基本的な素养
- ・基本的な知識と理解
- ・基本的能力(分野固有の能力とジェネリックスキル)
- ・学修方法および学修成果の評価方法に関する基本的な考え方
- ・市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育との関わり

⇒ 各大学の改革サイクルの確立に際し、積極的な活用を

25

新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて
～生涯学び継ぎ、主体的に考える力を育成する大学へ～
(中央教育審議会答申 平成24年8月28日)

26

<答申までの主な経緯>

OH20.9 「中長期的な大学教育の在り方について」 論議

OH20.12 「高等専門学校教育の充実について」

OH20.12 「学士課程教育の構築に向けて」

OH23.1 「グローバル化社会の大学院教育」

(H24.6 大学改革実行プラン(文部科学省))

OH24.8 「新たな未来を築くための大学教育の質的転換

に向けて～生涯学び継ぎ、主体的に考える力を育成する大学へ～

→ H20.12の学士課程答申で示された方策を着実に実行するための具体的な手立てを明確にしたものです

27

社会の変化と高まる大学改革への期待

急速に変化し、将来予測が困難な時代

▶ 東日本大震災
▶ グローバル化、少子・高齢化の進展
▶ 経済状況の厳しさの拡大、格差の拡大・再生産
▶ 産業構造や日本型雇用環境の変化
▶ 人間関係の希薄化や価値観の急速な変化 など

大学改革への社会的要請の高まり・・・

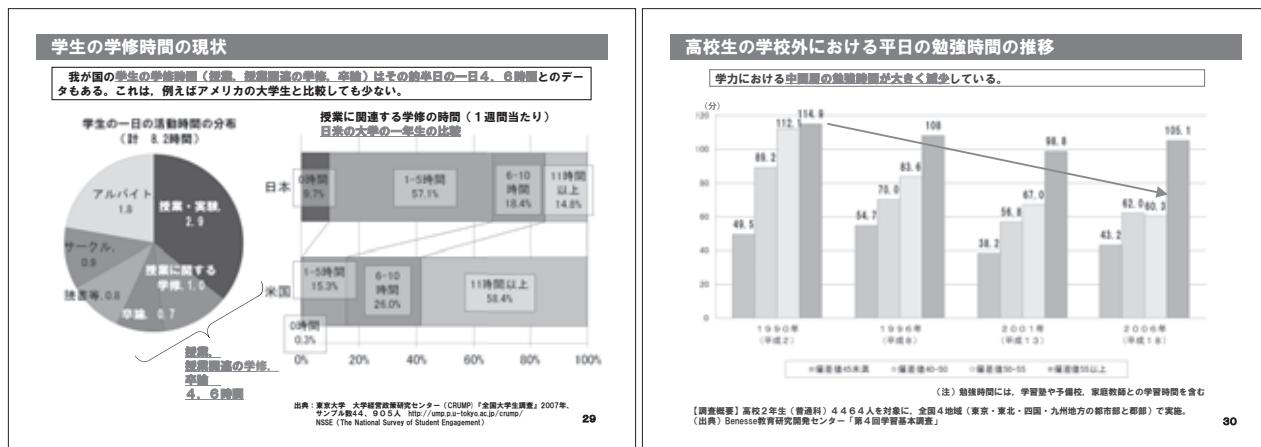
大学への期待

- ・今後の変化に対応し、将来への活路を見出す原動力として、大学レベルでの有為な人材の育成と学術研究の発展を切望。
- ・大学改革の必要性と大学の質保証に関する強い社会的要請。

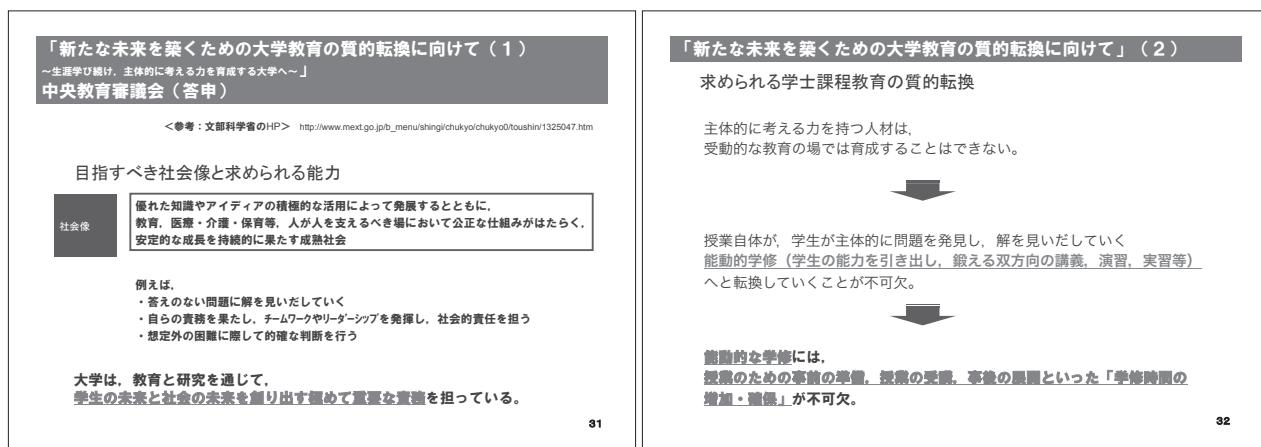
学生への期待

- ・将来予測が困難な時代において、答えのない問題に對して自ら解を見出していく主体的な能力を身につけること。
- ・自らの責任を果たし、他者との協調性を發揮できる社会的能力を身につけること。

28

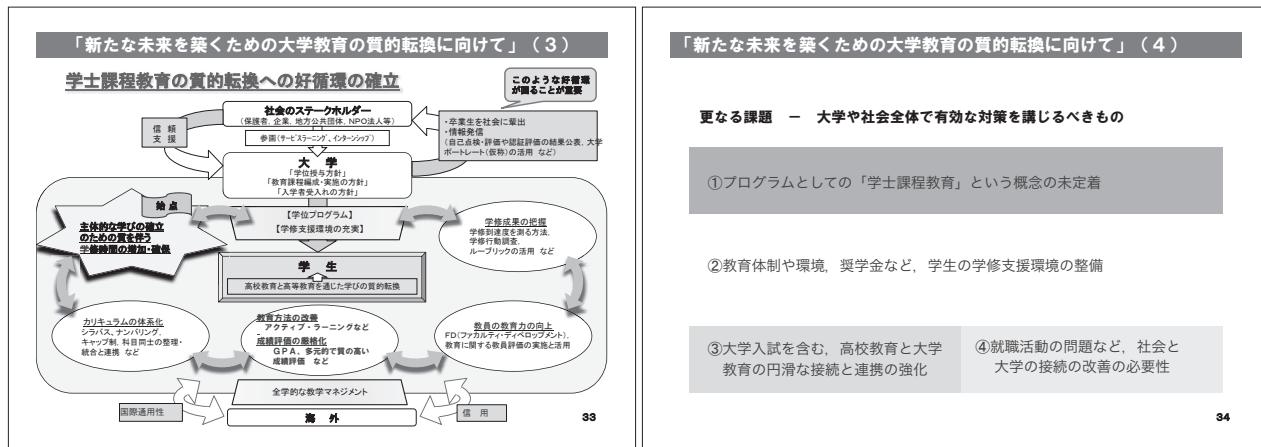


30



31

32



33

34

「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（5）

大学において、速やかに取り組むべき事項

- 大学の学位授与方針の下、学長・学部長・専門スタッフ等がチームとなり、質的転換に向けて「改革サイクル」を確立する。
- 「プログラムとしての学士課程教育」という基本的な認識を共有する。

35

「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（6）

文部科学省、企業等において、速やかに取り組むべき事項

<p>大学支援組織（大学団体、評価機関等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教員の研修（FD）及び教育課程の専門家の養成。 ○大学アートカード（仮称）による大学情報の積極的発信の促進。 ○セミナー・ワークや学修行動調査等、学修成果の把握の具体的な方策の研究・開発。 ○分野別教育課程編成上の参考基準（日本学術会議）等の積極的な活用。 ○大学評価の指標（学修成果の重視、客観的評価指標の開発、多様なステークホルダーの意見の活用、評価業務の効率化等）。 	<p>文部科学省等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基礎的経費や補助金等の配分を通じ、改革サイクル確立を支援。 ○体系的なFDの受講と大学設置基準に定める教員の教育上の能力との関係の明確化。 ○FD及び教育課程の専門家養成に関する調査研究。 ○学生に対する経済的支援の充実や大学の財政基盤の確立など公財措置の充実や税制改正。 ○学生との直接的な議論や熟議の継続。
<p>○インターンシップ、社会体験活動など、学士課程教育への参画や学生に対する経済的支援の充実などの新たな連携・協力。</p> <p>○地域の大学との連携や知的資源の積極的活用。</p> <p>○就職活動の早期化・長期化の是正。</p>	

36

「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（7）

「大学は主体的に学ぶところ」との原点に立ち返るために。

- この答申を契機に、**大学で**、
・**学士課程教育の質的転換のために今どのような行動を始めるか**、
・**その評議會の確立のために何が必要か**、
ということを議論いただくことが重要。
- 予測困難な時代を生き抜かなければならない若者や学生の力を具体的に伸ばすために、大学や教員は、**大学教育の質的転換に向けて、議論の共有**が必要。
- その際、**学生、保護者、企業関係者、地域やNPOの関係者等**と直線に議論を交わし、議論を深めることが重要。

37

（3）まとめ～これからの大学教育に求められる教養教育～

【これまで示されてきた理念】

- 大綱化以前からの教養教育理念=広い知識をもち、総合的な「考える力」の養成
- 近年の大学への要請=国際的・社会的なニーズ、多様化する学生への対応



【現在示されている課題】

- ・喫緊の課題としての「大学教育の質保証」「大学教育の質的転換」
- ・知の細分化の進展、学術研究の発展の中、その基盤たる「教養」が知識基盤社会において必要。
- ・グローバル化社会、そこで重視される教養の素養

38

ありがとうございました

講演 2

岐阜大学における教養教育の経緯

佐々木 嘉三（元岐阜大学理事副学長）



【佐々木】 皆さん、こんにちは。お久しぶりです。森先生に、久しぶりですねと言われてしまいました。FD 研究会で話してほしいと頼まれました。岐阜大学の教養教育の経緯について、お前はかなり責任を負っていたはずであるということで言われたのですが、もう大学を辞めてから、間もなく 5 年になろうとしておりますですから、極力逃げたかったのですが、捕まってしまいました。まずは、今の教養教育を非常勤で担当していることもありますし、幾らかの責任は負わなくてはいけないと思って、こういうことになりました。よろしくお願ひします。

八田さんから、かなり丁寧なお話を伺いましたので、岐阜大学の教養教育の経緯というのも、こういう法的な問題、答申等々を踏まえて、変更してきたという面があります。当然、内部的に私どもも変えなくてはいけないこともあったわけです。

岐阜大学におきましては、ここにありますように、昭和 24 年に創立されて以来、工学部、医学部等を含めて、岐阜大学の今の体制がつくられてきました。教養教育については、大体ここにもありますように、学芸学部、今の教育学部ですね、そこを中心に当初始まっていたというわけです。

本学では昭和 40 年に、教養部という組織体制がつくられました。ただ、これらの経緯につきましては、ここにも書いてありますように、図書館等にもあります小史、ぜひ詳しく知りたいというときには、「岐阜大学教養部のあゆみ」というものがきちんと出ておりますので、そちらを読んでいただけたらと思います。

先ほどの話にありましたように、平成 3 年の設置基準の大綱化ということから、教養部をどうするかということが大きな課題になった。一方では、八田さんを前にしてあまり良くないかもしれません、そういう法的な問題を踏まえて大へん混乱をした部分もありますし、逆に「われわれに必要な教養教育の在り方とは何か、大学の在り方とは何か」ということをあらためて考えさせられている。教育に関してはいつでもそうだと思うのですが、時代と共に教育方法や内容等々を含めて、考え方直していくなくてはいけないものですから、そういう点では、大事な答申だったといいましょうか、大綱化の意義があるかと思っております。平成 5 年に教養課程は廃止されます。

平成 8 年、本学は教養部を中心としてというと、幾分語弊があるかもしれません、全学の改編の中で、地域科学部を設置したというわけです。その後、教養教育をどうするかとい

うことで、「全学共通教育企画運営委員会」というものが責任母体になって、教養教育の内容や方法、それから教養教育の在り方を含めて、議論が始まったというわけです。

平成 9 年に地域科学部が設置されて、一応それまでは、ここにありますように、『移籍先学部負担原則』というものが基本的にありましたものですから良かったのですが、その後、教養教育を担う教員をどういうふうにしたらいいのかということが問題になります。すなわち、地域科学部も学部としての体制を取り、学部教育もしなくてはいけませんから、全面的にお任せするというわけにはいかない。それから、他学部へ移籍した先生方は、その学部の中での役割も有って大変大きな負担になるわけですから、当然こういう『移籍先学部負担原則』なるものは、早晚駄目になることは分かっていたけれども、当面はそうせざるを得なかつたわけです。

それで出てきたのが、『全教官出動方式』です。大学の教官たるもの、総て教養教育に寄与すべきであるという原則。それを基に、企画運営委員会の作業部会で、『平成 12 年度以降の全学共通教育体制についての基本方針』に示される、いろいろな議論がされました。

平成 11 年の 5 月から、もう一つ大事なこととしては、学校教育法の改正があつて、『自己点検・評価』、『CAP 制とか、FD の義務化』ということが出てきましたから、当然われわれのやっている教育について、自分なりに点検・評価しなくてはいけない。単位についても取れる単位数には当然限度があるわけです。1 単位何時間というふうにきちんとあるわけですから。それから FD をやらなくてはいけない。教員全員が、教育の在り方に対して相互に努力し、研究し、内容を高めていかなくてはいけないということになってきたわけです。

それで平成 12 年から、新体制の全学共通教育が始まるわけですが、私は、この体制の始まる平成 11 年 8 月から、全学共通教育の企画運営委員長を黒木学長から仰せつかりまして、2 年間、こういう新しい体制でどうやって教育をやるかを検討させていただきました。

その中で、大へん私どもとしては重荷といいましょうか、重大だと思ったのが、ここに書いてあることです。大学評価・学位授与機構が、平成 12 年度分評価というものを出すわけですが、そのときに国立大学の評価をして点数を付けた。5 点満点。それで、岐阜大学は、こここの教育の効果について、2 点という大変悪い評価だったわけですね。これは 28 大学しかなかったというわけで、われわれとしては、これを何とか改善し、効果あるといいましょうか、教育体制を取らなくてはいけない。教育内容をきちんとしなくてはいけないということになったわけです。

ただ、実施体制はきちんと委員会があつて、全学委員会があつてやっている。編成・方法も 3 ですから、十分とは云えません。そういう体制についてはいいけれども、中身をもっときちんとしよう、効果ある教育をしようという議論が行われました。機構の評価を受けて、「全学共通教育企画運営委員」で大議論が始まったわけです。このときはもうすでに、私、平成 12 年から教育学部長になつてしまひましたものですから、いろいろな議論については、実はあまり関与していなかつたのです。

ただそのときの議論の内容をいろいろとお聞きしますと、ここに居られる皆さんもご存じの方が多いと思うのですけれども、このような『推進センター』というものをきちんとつくるとすると、ミニ教養部を復活させるようなことと同じではないかとか、それから、極端に言うと、先ほど八田さんのほうからもありましたように、教養教育は大学で必要なのかという議論、さらに教養とは何かという問題とも関わるわけですね。そういう議論が有ったり、逆に、教養教育をもっと強化していかなくてはいけないという議論があつたりして、大変な議論になったようです。

結局、どういう組織をつくるか。当初は『推進局』というかなり大きい組織を考えていたようですが、それが駄目になりました、先ほどの企画運営委員会を発展させたような形の、「教養教育推進センター」が設置されました。それで、法人化とともに推進センターが発足した。このとき私は副学長・教学担当理事に指名されましたから、ここからはまたあらためてといいましょうか、教養教育について関わることになったということです。

いろいろな問題が書いてありますが、たぶん皆さんかなり良くご存じでしょうから、飛ばしていきます。

それから、私どもも、いろいろなことで外部評価を受けなくてはいけないということで、平成 18 年には、教養教育の外部評価を実施しました。それで、教養教育の在り方とか組織体制の強化について、もっと内部議論を進めようということもされましたし、人事や予算的な問題も明確にしてやっていかなくては、やはり難しいのではないかというような答申をいただきました。

平成 19 年に、そのうちのいくつかを解決しなくてはいけないということで、理事でありながらセンター長もやっておりましたものですから、自分が執行側なのか、あるいは実施している内容について、きちんと学長に対して要求したりする側のほうなのか、非常に難しい立場になっておりましたものですから、役職を分離させていただきました。

そういうことの中で、『高等教育センター構想』というものを出しました。これは、ここに書いてありますけれども、高校までの教育内容をきちんと分かって、入試を実施しなくてはいけない。正しい評価をして、学生を入学させなくてはいけない。そういうことを踏まえつつ、教養教育どうするかということを考えなくてはいけな。入試と教養教育をもう少し連携させたような形で、『高等教育センター』というものがつくれないかという提案をしました。

それから、もう一つは、「留学生センター」との関係です。ここをある程度強化して、外国語教育的なことをきちんとできないかというような議論をしました。ただ、やはり組織問題というのは、教員人事と関連するものですから、難しい話でして、議論をしたのですけれども結論は出ませんでした。私は平成 20 年で区切りといいましょうか、退職しましたものですから、全て積み残して置いて行ったという事です。

ただし、例えば外国語教育に関連しては「TOEIC」に対して、予算を付けて、学生が受け

たければ受けられるよとか、中国語を探る学生がたくさん増えているので、こういうようなことの充実等については、それなりにやりましたし、キャリア教育なんかの分野についても、一定の単位数を与えるような授業計画を立てました。

これは、私がとやかく言うことではないかも知れませんが、やはり 21 世紀の社会状況からして、こういうことを考えると、教養教育というのは大変大事であるというわけです。

時間になってしましましたし、この辺のことは、先ほど八田さまからお話をありました。ただ、これぐらいは言っておこうかなと思いますのは、やはり教養教育の在り方を考えるときに、いろいろな議論があるわけですね。形の上で、専門教育と教養教育という、対比させながら議論をしてみたり、それから大学初期の非専門教育を教養教育と言ってみたり、教育目的で言ってみたり、内容で言ってみたり、非常に複雑です。議論をするときに、それぞれの人がそれぞれ教養に対するイメージを持っていて、議論をする。これは最初に言いましたように、大変混乱はするのですけれども、非常に大事なことであろうと、私自身は思っています。

なかなか、まとめきれずにわれわれもやってきましたので、あまり大きいことは言えませんけれども、こういうことを考えつつ、教養教育を今後もきちんととしてほしい。忘れてほしくないのは、中期計画はもちろんですが、『学生憲章』というものです。この中には、きちんと、どういう学生になって欲しいかということが書いてあるわけでして、ぜひそれに向かって、教育改革にも取り組んでいただきたいなと思っています。

2012年度 FD研究会
**岐阜大学における
教養教育の経緯**

佐々木 嘉三
元:理事・副学長(教学担当)
2013.3.6

1

教養教育改革(法人化前1)

○昭和40年4月 岐阜大学 教養部 設置

国立学校設置法施行規則の一部改正
* 昭和60年～平成8年9月は「岐阜大学教養部のあゆみ」を参照

(平成3年2月 大学審議会答申「大学教育の改善について」)

○平成3年7月 大学設置基準の改訂

(基準の大綱化:一貫教育→教養課程の廃止)

平成4年11月『岐阜大学における一般教育のあり方について』

－堀越委員会－

○平成5年 岐阜大学・教養課程の廃止

・当面は教養教育は教養部教官が授業を担当する

平成6年3月『教養部組織改編後における教養科目・基礎科目の実施体制
に係る諸問題について』－山田委員会－

* 平成7年 教養教育・専門基礎教育の重視(復活)

平成6年('94.06)松本サリン事件 平成7年('95.03)地下鉄サリン事件

平成8年3月『全学共通教育について』

－矢入委員会－

2

教養教育改革(法人化前2)

○平成8年10月 教養部廃止と地域科学部設置

平成9年4月 全学共通教育企画運営委員会が責任母体
全学体制の共通教育(移籍先学部負担原則)

○平成9年10月 学長裁定

『平成10年度 全学共通教育実施に向けて』
・移籍先学部負担 H11まで、非常勤枠の拡大、全教員出動方式

○平成10年4月 全学共通教育企画運営委員会 作業部会

(平成10年10月 大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」)
平成10年11月『平成12年度以降の全学共通教育体制についての基本方針』

平成11年3月『平成12年度以降の全学共通教育の実施体制の概要』
平成11年9月～ 平成12年度の全学共通教育実施案

3

教養教育改革(法人化前3)

○平成11年5月

「学校教育法等の一部を改正する法律」と「省令」の施行
大学設置基準の改正:自己点検・評価、CAP制、FDの義務化

○平成12年度より 新体制の全学共通教育

平成13年9月

大学評価:学位授与機構による「教養教育平成12年度分」評価

教育の効果(国立大学に関して…)

5点(十分貢献);なし

4点(おおむね);東大など4大学

3点(かなり);名大など63大学

2点(ある程度);岐大など28大学 ← 大きな問題点

1点(貢献なし);なし

(ただし、岐大:実施体制4、編成・方法3)

4

教養教育改革(法人化前4)

評価を受けて…

- ・全学共通教育企画運営委員での議論
平成13年10月『仮称:教養教育推進局』の設置提案
平成15年4月『教養教育推進センター』の設置案
激論あり(問題指摘)

ミニ教養部復活? 教養教育不要論? 教養教育強化論?



センター設置案(学長方針を踏まえて…)

国立大学法人化と同時に

○平成16年4月『教養教育推進センター』設置

「授業編成部会」「点検・評価部会」「研究・開発部会」

センター長:(理事・副学長) ← 問題点多い

5

「教養教育推進センター」の 強化のために

○ 中期計画や諸提案を受けて…

- ・センター組織の強化策と外部評価
H17年度:理事補佐(副センター長・専任)の設置
- ・授業内容の改革
専門基礎教育・外国語教育・体育実技など
総合科目などの整理と在り方
- ・授業担当教員の問題解決
責任学部構想(他学部の協力)

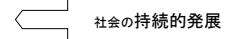
6

- ◎H18.12.1 教養教育の外部評価を実施
(評価委員長:若尾名大教養教育院長)
教養教育の在り方・組織体制の強化
- ◎H19年度 岐阜大学の教育体制全体との関連も検討
課題
 - ・「センター長」と「理事」の分離
 - ・全学的な教育センターの設置
『高等教育センター(入試と教養教育の連携)』
『留学生センター』
 - ・外国语教育の充実(英語・中国語など): TOEICの対応など
 - ・キャリア教育等により、学生の自主的な学習姿勢の強化

7

現在の大学教育の意味

- **21世紀の社会状況:** 不透明で、複雑・多様な問題点
環境・資源・エネルギー問題、人口・食料 (生存)
健康・福祉・幸福問題、人種・宗教問題 (精神)
- **新しい“知”・“価値観”・“科学技術”的構築**
「知識基盤社会」 「情報社会」
Knowledge-based Society: 先見性・創造性・独創性



8

- 平成12年度教養教育改革
旧来: 教養教育 + 専門教育
- 教養教育(全学共通) + 基礎教育 + 専門教育
- 積み残し課題は後へ(H18年度改革)
全学出動方式→カリキュラム体系化は未整備
履修基準: 学部の必修・選択の在り方
自然、人文、社会、総合、既習・未習など

9

教養教育

リベラルアーツ検討委員会: 国立大学協会

- ◎専門を学ぶ上で必要な言葉 ◎知的人間としての教養
- ◎学問への真の動機付け ◎自己のための基礎教育
- 教養教育実施組織代表者会議 -平成10年-
 - 『豊かな人間性の涵養をめざす』
 - 『人類や自然との共生を推し進めるため』
 - 『学問と社会との開かれた関係を構築する』
- 類型
 - ①エリート型高等教育 ②大衆的教養教育
 - ③職業教育 ④生涯学習型

10

- ## 「教養教育」とは?
- 形式: 大学教育における「車の両輪」→ 別枠?
 - 対比: 前・非専門教育 → 専門有つての教養?
 - 目的: 学問の基礎を問う普遍教育
 - 内容: 統合専門性を学ぶ → 在り方よりも内容
 - 人間(存在)と社会(集団)と学問(知)の各々・
相互関係と価値を考える←定義の1例

11

岐阜大学の中期計画(第1期H16~22)

- **現代社会の課題対処、実践的教養**
研究・開発、編成 ⇒ 「教養教育推進センター」の設置 (H16.04)
- **具体的分野**
 - 1) 英語運用能力の強化
習熟度別、TOEICなどの活用、異文化理解教育
 - 2) IT活用能力の強化
情報処理・倫理・活用
 - 3) 卒業後の進路
(キャリア教育 ⇔ 勉学姿勢に関与)

12

講演 3

看護学科における教養教育の経緯

滝内 隆子（医学部看護学科教授）



【滝内】 看護学科の滝内です。よろしくお願ひいたします。私は一学科の実践例ということでお話をさせていただきますので、皆さんにとってどれだけお役に立つか分かりませんが、看護学科の経緯を踏まえてお話をさせていただきたいと思います。

看護学科の場合には、他学部と違い専修学校、短大、そして今の看護学科の大学に移行しております。その移行を踏まえまして、それぞれどのような教養教育を実施してきたかということと、併せまして、看護学科の場合には国家試験の受験資格を得ることになりますので、国家試験の受験資格を得るために文部科学省ならびに厚生労働省がこういった内容を教えなさいと言っております。それらがどのような内容であったかということも踏まえて、お話をさせていただきたいと思います。

今回、私は1番目に看護学科の変遷とその中の教養教育、2番目に看護師国家試験受験資格取得と教養教育ということで、お話をさせていただきます。

まず、1番目に、看護学科の変遷ですけれども、昭和28年に専修学校として、岐阜大学医学部附属看護学校の名称で設立いたしました。その後、平成3年からは、医療技術短期大学部として開校しております。さらに平成13年から岐阜大学医学部看護学科となり、専修学校、短大、大学という、3つの変遷をいたしました。

この3つの変遷を通してスライドから分りますように、専修学校のときは、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の中で、物理学等の科目、時間数が、教養教育として定まっておりました。これは全て必修科目として学生が受けているものです。カリキュラム全体の総時間数の中で、教養教育の占める割合はどれだけであったかといいますと、11.4%でした。

短期大学になると、生体物理化学や、社会学などといった科目については、専修学校と同じようになっておりますが、かなり選択科目の幅が広がっている教養教育の内容になっております。そして、かつ、総単位数103単位の中で、教養教育の占める割合が14.6%ですので、専修学校から短大になったときに、選択科目の増加と合わせて、教養科目の割合が増えているということが、お分かりいただけると思います。

さらに大学になると、平成24年、現在のカリキュラムの内容ですけれども、教養教育は30単位ですので、127単位の23.6%になります。このことから看護学科においては、非常に教養教育に重点を置いたカリキュラムになっているということがお分かりいただける

と思います。

では、続きまして、看護学科の場合には保健師、助産師、看護師の国家試験の受験資格を得ることになります。その場合には厚生労働省と文部科学省が保健師助産師看護師学校養成所指定規則の中で指定している内容を教授しないと国家資格の受験資格を得ることはできません。

では国家試験の受験資格を得るために、どのような内容が教養教育として提示されているかといいますと、教養教育そのものの位置付はスライドに書いてありますように、専門基礎科目、皆さんにお分かりいただける言葉にしますと、解剖学とか生理学などになります。それと専門科目は看護になりますが、これらの専門基礎科目、専門科目の基礎となる科目という位置付けです。かつ、教養教育は、人格形成に役立つような内容と提示されており、その具体的な例として、スライドに科目名を挙げております。

さらに、国際化社会に対応する能力を養うような内容、そして体力を増強し、健全な身体の発達を図るような内容を、教養教育として教授しなさいということが、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の中で規定されておりました。

短期大学になりましたときに、カリキュラム改正が行われまして、人文とか社会学という範囲から、今度は質的な変換として科学的思考の基礎、人間と人間生活の理解が教養教育の内容として大きく括られ、単位数としては 13 単位です。ですから、専修学校の時の 11.4% から、短大になったときには保健師助産師看護師学校養成所指定規則でも 14.0% と増加しております。つまり、看護師の国家試験受験資格の中でも、教養教育の割合が増えてきているということが、お分かりいただけるかと思います。

かつ、教養教育は、専門基礎分野と専門分野の基礎となる位置づけは同じですが、社会背景等々を踏まえまして、内容としては、科学的思考力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動力を促す内容と、それから、人間を幅広く理解できる内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むもの。それから、国際化そして情報化に対応するような内容を、教養教育として教授しなさいに変化してきております。

さらに、昨年、カリキュラム改正が行われました。教育内容の全体は変わりませんけれども、この中に新たに加わりましたものが、教養教育の内容としては、コミュニケーション能力を高めるような内容。そして、人間の理解だけではなくて、社会を幅広く理解するような内容。かつ、今度は職務の特性にかんがみ、人権の重要性について十分理解し、人権意識の普及・高揚を図る内容を含むことが望ましいということで、これらの内容が、看護学科の場合には、国家試験受験資格取得のための教養教育内容として定められております。

スライドを見ていただきますと分かりますように、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の中で教養教育は専修学校時代は 14.1%、短期大学時代は 14.0% でしたが、大学になっていきます平成 23 年度には 13.4% に減っています、これは、医療の高度化、それからさまざまな社会の変化に合わせて、専門科目の重要性が見直され保健師助産師看護師学校養成所指定

規則の中で教養教育の割合が少し減少してきている状況があります。

では、今お話ししました、看護学科における教養教育の内容と、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の内容を合わせて見ていただくと、専修学校のときには保健師助産師看護師学校養成所指定規則で提示された内容と一緒にしたけれども、短大になりましたら、保健師助産師看護師学校養成所指定規則以上の内容を教養教育として教授しているということがお分かりいただけるかと思います。

さらに大学になりましたら、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の中で看護師国家試験受験資格を取得するために必要な単位数として指定いるよりもずっと多い、カリキュラム全体の 23.6%を占める単位数を教育内容として組み立てております。ですから、看護学科では、やはり人間を対象とし、しかも人間の健康、人間の死などに向き合わなければならぬということがありますので、人間性豊かな、そして人間理解、社会への理解ということが重要になりますので、そういうことから教養教育の割合というのが増えているということになります。

最後になりますが、教員会議で変更になった部分がありますけれども、看護学科の 3 つのポリシーの中でも、カリキュラムポリシーの中で教養科目についてはどのように位置付けられているかといいますと、「社会人として社会に貢献するための基礎的能力の育成を基礎として、幅広い教養と豊かな人間性を養うための教養科目」として位置付けられておりまして、30 単位については、それらの内容で構成されているということになるかと思います。

私の場合、非常に話が短いんですけれども、前の先生方の時間の短縮もありまして、これで終わらせていただきます。

岐阜大学教養教育推進センター【2012年度FD研究会】主催

「教養教育温故知新 ～経緯を踏まえてこれからを考える～」

看護学科における教養教育の経緯



看護学科 滝内隆子

1

本日の内容

- 1.看護学科の変遷と教養教育
- 2.看護師資格取得と教養教育

① 1. 看護学科の変遷と教養教育
1) 看護学科の変遷

岐阜大学医学部附属看護学校(昭和28年～平成6年)
岐阜大学医療技術短期大学部(平成3年～平成15年)
岐阜大学医学部看護学科 (平成16年～)

2

**1. 看護学科の変遷と教養教育
2) 教養教育の変遷**

岐阜大学・看護学科の教養教育の教育内容と単位数・時間数						
専門学校 平成2年	物理學 30	化 学 30	統計學 30	社會學 30	心理學 30	
	教育學 30	英語 I・II 90	ドイツ語 30	保健學 15	體育實技 45	音樂 30
選択: 生物學 2単位 外國語の科學 2単位 社會學 2単位 體育學 2単位 英語III 2単位 英語IV 1単位 身體活動科學演習 I 1単位 身體活動科學經驗 1単位						
計360時間(11.4%) 総時間数3150時間						

必修: 看護セミナー 1単位 英語 I 1単位 英語 II 1単位
選択: 生物學 2単位 外國語の科學 2単位 社會學 2単位 行為學 2単位
體育學 2単位 社會學 2単位 法學 2単位 第二外國語 1単位
英語III 1単位 英語IV 1単位 第二外國語 1単位
身體活動科學演習 I 1単位 身體活動科學演習 II 1単位
身體活動科學經驗 1単位

15単位以上(14.6%)
総単位数103単位

3

**2. 看護師資格取得と教養教育
1) 教養教育の変遷**

指定規則に定められた教育内容						
	算数・時間数	留意事項				
平成元年 (専門学校)	人文科學2科目 社会科学2科目 自然科學2科目 外國語 保健體育	60 60 60 120 60 小計 360時間 (11.4%)	「専門基礎科目」及び「専門科目」の基礎となる科目を設定し、併せて人間的思考力と行動力を育てる。 (例)心理学、教育学、哲学、倫理学、論理学、文学、社会学、経済学、法學、文化人類學、統計學、情報科學、物理學、化學、生物學、行動科學、生活學等) 問題に社会に対応しうる能力をもつよう教授する。 努力を奨励し、健全な身体の発達を図るより教授する。			
	科学的思考の基礎 人間と人間生活の理解	13単位 (14.0%)	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力と行動力を育てる。 問題に社会に対応できる内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。 問題化及び情報化に対応しうる能力の育成を可能とする内容を含むことが望ましい。			
平成23年 (大学)	科学的思考の基礎 人間と生活・社会の理解	13単位 (13.4%)	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を含む。感性を開き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間と社会を幅広く理解する内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。 問題化及び情報化に対応しうる能力をもつ内容を含むものとする。 問題の検討能力、人間の重要な点について十分理解し、人権尊重の普及・意識開拓内容を含むことが望ましい。			

4

3. 看護師資格取得と看護学科の教養教育

看護師資格取得に必要な教養教育の内容		単位数・時間数	岐阜大学・看護学科の教育内容及び時間数				
専門学校 平成2年	人文科學2科目 社會科學2科目 自然科學2科目 外國語 保健體育	60 60 60 120 60 小計360 (11.4%)	物理學 30	化 学 30	統計學 30	社會學 30	心理學 30
	生物學 30	社會學 30	心理學 30	教育學 30	英語 I・II 90	ドイツ語 30	音樂 30
選択: 生物學 2単位 外國語の科學 2単位 社會學 2単位 體育學 2単位 英語III 1単位 英語IV 1単位 身體活動科學演習 I 1単位 身體活動科學經驗 1単位							
計360時間(11.4%) 総時間数3150時間							

必修: 看護セミナー 1単位 英語 I 1単位 英語 II 1単位
選択: 生物學 2単位 外國語の科學 2単位 社會學 2単位 行為學 2単位
體育學 2単位 社會學 2単位 法學 2単位 第二外國語 1単位
英語III 1単位 英語IV 1単位 第二外國語 1単位
身體活動科學演習 I 1単位 身體活動科學演習 II 1単位
身體活動科學經驗 1単位

15単位以上(14.0%)
総単位数103単位

5

4. 看護学科の3つのポリシー

アドミッションポリシー

- ①看護の関心があり、看護学の修得に必要、かつ、十分な基礎的学力を有する人。
- ②複雑な現象に対して、あらゆる角度から観て考え、実験を知ろうという科学的探求心に富み、自己学習意欲が旺盛である人。
- ③他の意見を傾聴し、その気持ちを理解できるように努め、自己の意見を表現できる能力を持っている人。
- ④自己の心身の健康に留意し行動できる力を持っている人。

カリキュラムポリシー

社会人として社会に貢献するための基礎的能力の育成を基礎として、幅広い教養と豊かな人間性を兼ねた教養科目、看護師として保健医療の発展に貢献するための基礎的知識と看護実践能力およびそれらを統合するための科学的思考力を身につけるための基礎科目・専門科目を開講している。

ディプロマポリシー

- ①人々の尊厳と権利を擁護できる能力
- ②総合的・全人的に人間を理解する能力
- ③自己性と創造力をもち、主体的に判断・実践ができる問題解決能力
- ④看護専門職として看護の質の向上を目指し、継続して専門的能力の向上に取り組んでいる能力
- ⑤看護の役割を認識し、保健医療福祉における協働と連携をする能力
- ⑥国際的な視野と地域医療への貢献を視野に入れた看護を発展できる能力

6

総合討論

司会：安田 淳一郎
(教養教育推進センター准教授)



【司会（安田）】 それでは、総合討論にこれから入らせていただきます。司会は引き続き、私、安田がさせていただきます。総合討論に入るに当たりまして、「岐阜大学における教養教育の経緯」ということで佐々木先生に平成 20 年までの経緯をお話しいただいたのですが、それ以降の教養教育の経緯について、現教養教育推進センターの福士センター長から簡単にまとめていただきます。よろしくお願ひいたします。

【福士センター長】 現在、教養教育推進センター長を仰せつかっております、福士でございます。今日はお忙しい中、ありがとうございました。佐々木先生の後の現状でございますが、佐々木先生の後は、センター長と理事が引き続き兼ねている場合が多かったんですけども、私のころにまた分離して進めております。



皆さんもご存じのように、今年から教養教育は大きく変わっております。1つは、科目と授業名を分離しております。1つの科目で複数の授業がある。これに対しては種々の議論がありましたが、語学教育を強化する関係上、語学の裏では受講できない科目がどうしてもたくさん出てしましますので、ほぼ学習目的を同じくする授業を複数そろえることで、学生の期待に応えるということをさせていただきました。おかげさまで、履修漏れもこれまでよりもだいぶん減って、学生の期待には十分応えられ始めていると思います。

それから、科目名を設定しましたのは、これは従来、人に授業が付いていて、ある先生が定年されますとその授業がなくなって、新しい方が来ると新しい授業が生まれるというふうに、よい意味でいえばダイナミックな教育内容でしたけれども、やはり大学として備えておくべき教養も、授業のレパートリーというのはある程度固定するほうが望ましいだろうという観点から、科目を設定しまして授業を付けた。

そのことによって、先生方には自分がやりやすいと思う科目を選んでいただいて、授業の内容はその内容に沿ってやっていただくということで進めさせていただきました。実際には、非常勤講師の経費の問題がすでに生じておりますが、人文、それから社会科学においては、

授業数も増やすことができて、ある程度の成果が出始めているのではないかと思います。

それから、語学につきましても、英語教育は1コマ2単位のところを1コマ1単位にして、授業数を増やしておりますし、第二外国語も半期必修、半期選択のところを、通年化することによって、異文化・多文化理解につながる語学教育ができるようになってきたと思っています。ただ、まだまだ担当者の問題ですとか、内容がそれでよいのかということも、大筋ではあるかと思いますので、これまでの、今日の話でもありましたような経緯を踏まえつつ、新しい岐阜大学における教養教育の位置付けと内容をこれからご議論いただければと思います。

【司会（安田）】 ありがとうございました。それでは、これからディスカッションに移らせていただきます。早速フロアの皆さんからご質問をいただく時間にしたいと思います。それではどうぞ。

【中島】 医学部の中島といいます。滝内先生もおしゃったのですけれども、われわれのところも、医者、医療人育成という大きなテーマがあります。医師が少なくて、どこの大学も定員が増えているんですけども、京大、阪大にしても、今、1年生から2年生、あるいは2年生から3年生の専門に入るときに、10名以上留年すると、そういう事態が生じています。ゆとり教育で学力の低下があるのは明らかなんですけれども、それプラス、教養教育もやらなければいけないし、岐阜大学でも他のところでは、高校の補修みたいなことをやっておられる学部もあると思うんですけども、それプラス教養をやっぱり1年目でやるというのは、非常に学生にとっても教官にとっても、ものすごく大きな負担だと思うんですね。



一般教養、あるいは教養教育というのは、目的としては全人的な幅広い教育、あるいは一生勉強できるような教育を目指すということで、それを半期ごとで評価をしていくということに関しても、私は非常に疑問を持っています。

何が言いたいかというと、大学入試センター、あるいは大学評価・学位授与機構みたいな、全国組織があるわけですから、教養教育全国組織みたいなものをつくっていただいて、今、ネットでも何でもできますので、そういうことをやって、日本全体の教養教育、一般教育のレベルを上げていくというような発想が、そろそろ出てきてもいいんじゃないかなと思うんです。

各学部の先生たちとお話をすると、准教授以上はおそらく専門分野で非常に優れた業績を上げないと、職に就けません。その人たちに教養教育、一般教育もやれ、あるいは大学だと入試が必ず付いてきます。そういうことの素人がそういうことをやるよりも、一般教養教育をやるような人材を募れば、日本中にはたくさんいらっしゃると思いますので、そういうところが一括して情報を発信していくというほうが、よっぽど将来の日本のためにはいいので

はないかというふうに、常々考えているんです。

そうやっていただくと、ネットだと半年で取らなくても1年生から4年生、あるいは医学部の場合は6年生までありますので、好きなときに、半年ではなくて2年間掛けてゆっくり受講して単位を取るというようなことも、工夫すれば可能になると思うんですね。そういうお考えはないのでしょうか。

【司会（安田）】 ありがとうございます。八田さまへのご質問ということで。

【中島】 いや、大学の執行部の方でもいいですけれども。

【八田】 現時点では、当省としてそういった組織というのを設置していくということは、考えてはいないのですけれども、いろいろ大学間の連携という事業を進めておりまして、大学の教育改善につながるような、予算についても確保していくこと、考えているところでございまして、そういう中で、各大学が連携したそういうコンソーシアムの取り組みというのも支援していくということは考えられますけれども、当省自体がそういうものを設置していくというのは、財政的にも法令的にも難しい点はあるかと思いますので、大学側で協働して、現時点でもできる部分があるのではないかという点もございますけれども、放送大学が実施していただいている部分も一部にはあるかとは思います。

私どもとしては、可能な限り大学の教育改善につながるような予算というものをぜひ獲得を目指して、支援していきたいと思っております。ちょっと答えになってしまんけれども、以上です。

【司会（安田）】 ありがとうございました。それでは他にご意見がある方、お願いします。

【林】 地域科学部の林と申します。八田さん、歴史的な経緯も含めて、大変詳細にわたり教えてくださいまして、ありがとうございました。それから、佐々木先生にも、これまでの経緯、実は私は地域科学部に勤めておりますが、教養部に就職いたしましたので、今日お話が出た内容につきましては、実体験として関わってきたものと、それからやはり現場の委員でなかつたがために知らなかつたものを含めて、大変勉強になりました。それから、滝内先生には、看護学科の実例ということですけれども、実際には、ある意味で日本における、あるいは岐阜大学個別の問題でも、教養教育をどう捉えるかという、看護学科が一つの非常に象徴的な移り行きをされているのを見せていただいて、とても勉強になりました。



時間が限られているので、八田さんへの質問ということでお願いしたいと思います。先ほど、医学部の中島先生から、非常に重要な、根源的なお問い合わせがあったと思うんです。自分自身は、実は先ほど申しましたように教養部に就職した、着任した、そしてしかも専門分野が日本の近代文学ということで、よほど専門的にその学問分野で研究者を目指さない限り、文学という授業科目、学問分野が非常にある意味で普遍的に、どの専門分野の学生であって

も勉強してもらいたいという、自分が背負っている科目からいつもあるわけですね。

ですから、中島先生がおっしゃっていることは、私は専門外でありながら、非常に重要なことをおっしゃっていらっしゃると同時に、先ほど佐々木先生も言ってくださったように、教養ということに対する考え方とか、アプローチの仕方がやっぱりこれだけ多様な構成員から、やっぱり総合大学は成っているという。

その前提の下にお伺いしたかったのが、これは八田さんのせいでは全然ないんですけれども、平成3年の大学設置基準の改正で、いわゆる人文社会および自然の3分野にわたって開設されていたものが、ビフォーアンドアフターでいうならば、幅広く深い教養および総合的な判断力を養うということの下に、別の言い方でいえば、縦割りを避けるがために、人文社会、自然という枠を取つ払ったところがありますよね。

もう少し丁寧な言い方をしなければいけないのは、重々分かっているんですが、しかし、このときのいろいろな法改正や認識の仕方、議論としては、とても短絡的に見えるんですね。言ってみれば、人文社会、自然の3分野の均等な履修に機械的に固執することなくということなんですが、幅広い勉強をしようとすればするほど、実は人文とか社会とか自然というこの一つずつの科目を充実させて、しっかり学生たちがそれこそ幅広く取れるような発想と対応で持つていかないと、縦割りということの名の下に出てきた弊害というのは、大変大きいのではないかと。

ですから、この辺りの展開ですね。特に昭和61年、それから平成3年、平成17年に縦割りのことなども強く出てきていますけれども、この辺りの議論をもう少し、私などが認識できていない微に入り細に入りの背景を教えていただけたらと思いまして、よろしくお願いいいたします。

【八田】 背景と申しますか、そもそも平成3年の大綱化というのは、そういった人文社会、自然の3分野の科目の枠組みが取つ払われたということはございますけれども、それはやはり、その大学の中で、大学の理念とか目標とかを踏まえて、大学がそういう点を重視していくということをお考えであるのであれば、それは大学の判断において、重視していくという考え方が取られておりますので、大学の裁量で大学が自ら判断していくことの重要性のほうを、私どもとしては考えておりますので、大学の中で、先生方がどのように捉えて全体の大学の教育というものをやっていくかということにつながっていく話だと思っております。

それが平成3年に行われた改正、あくまでやはり大学の理念とか目的に照らして、大学が自らそういう必要性、重要性の判断の下にカリキュラムを編成するということが必要であろうということでございます。

【司会（安田）】 ありがとうございました。関連したご意見でも、質問でも構いませんが、いかがでしょう。はい、どうぞ、お願ひします。

【松永】 教育学部の松永です。関連した質問ではないんですが、例えば、滝内先生に今、専修学校、それから短大、四大というふうに、科目における割合を丁寧にご説明いただきましたけれども、先生自身が実際に卒業生を送り出していらっしゃって、専修学校時代の卒業生の資質といいますか、そういうものと、それから四大として教養教育を受けたからというのではないかもしれませんけれども、そういう中で出て行った卒業生に対しての印象というと、そのようなものの質の違いというようなものをお感じになっているような点がありましたら、少しお話になっていただけるとありがたいですけれども。



【滝内】 これは私個人の意見ではなくて、全国的に言われていることとしまして、4年制の大学になって学生を卒業させているところは、やはり卒業生は科学的思考がすごくできるということは言われております。

ですが、できないこととしては、専門科目の単位数が減少している、特に実習の時間数が減っている関係もありまして、看護実践能力といいまして、例えば注射をするとか、そういったところの能力は落ちているとは言われているんですけども、ただ教養科目が多いことによる、人間理解だとか、物を考える力だとかというところは、伸びているということはいわれていますし、私も実感しております。これで答えになりますでしょうか。

【松永】 ありがとうございます。

【司会（安田）】 ありがとうございました。それでは、その他、どのようなご意見でも構いませんので、いかがでしょうか。じゃあ、ちょっとご指名。教養教育推進センター副センター長の野村先生いかがでしょうか。

【野村】 副センター長を今年やっています。それ以前から、僕は所属が教育学部なんですけれども、このセンターの仕事に何年間か関わってきて、佐々木先生がセンター長のとき辺りから僕も少しづつ関わるようになってきているんですけども、この、全学的に教養教育をやろうというのは、いいことだと思うんですね。特に総合大学というのは、いろいろな先生がいますので、お互いに自分の専門を他学部の学生に提供し合うというのは、非常にいいことだと思っております。



ただ、岐阜大学の場合は、残念ながら理系大学というのでしょうか、教員のそういう専門性が大きく理系に偏っているというか、8割、9割ですかね。文系の先生がとにかく少ない中で、定員削減が毎年来ていて、文系の先生が辞められると、補充されなかつたり、あるいは絶対数がとにかくなくなっていくと。

その中で、理系の学生たちにどうやって人文社会だとかそういう力を付けさせる、人間性の幅とか広い視野を持たせるのかといったときに、欠かせないのがそういう先生方だと思うんですけれども、それがこここの教養部がなくなった後、そういう先生がかなり減ってきて、このままいくと本当にそういう教育ができるんだろうかという危惧を持っています。

各学部ももちろん定員削減が来ているので、学部の授業が大変だとおっしゃるし、教養教育のことまで手が回らないと言われて、それで今、ネットでどうかという話もあったかと思いますし、それは一つの解決法だと思いますが、僕としては、この大学に専任でいる先生が、やっぱり何とか教養に対しても責任を持つという体制をつくりたいなと思ってきてはいるんですが、なかなか人材がそろわない。それで非常勤に頼らざるを得ない。そうするとお金がないということで、かなり今、僕の印象では袋小路に入っているなという感じがしていて、ここでやっぱり一気に何か打開策を打ち出さないと、このままでは教養教育はかなり厳しいことになっていくなという認識を持っています。

なので、僕としても案があるわけじゃないんですけども、ここに来られた方々は皆さん、たぶん関心がおありだと思いますので、今、中島先生のご意見がありましたけれども、どんどんいろいろなアイデアを皆さんに出していただいて、どういうことが可能なのかということを、もっともっと議論するような場所にしたいと思うんですね。

僕自身はどういう案を持っているかというと、センターの仕事をしていく一番思うのは、僕も教育学部から出てきているので、他の先生方も工学部とか応用生物化学部という各学部……岐阜大学はせっかくこの柳戸キャンパスにみんな集まってきて、近づいたんですけども、といってもやっぱり建物は離れていて、センターの仕事をするといつても、そこにほとんど実態らしき実態がないと。組織はあるんですけども、物理的にそういう人たちが集まって議論する場所がないので、教養教育をどうするのかという議論もなかなかできない状態にあるんですね。

なので、そういう場所をきちんと確保して、できるならばそこに張り付いている専従の先生を、やっぱり何人か置いて、各学部の先生はその専任の人たちと協力関係を取り結んでやっていくというような形を取っていかないと、このままでは厳しいなと。

例えば、履修内容とかシラバス一つをつくることであっても、事務との距離があったりして、そう簡単にうまくいかないということがあるので、やっぱり仕事の効率化を考えるために、センターの場所の確保ですね。必ずそこに専任の人と教員が集まって、協議したり仕事を進めることができるようだ。そういうのを今年はセンターとして概算要求で建物を造ってくれというふうな要求をセンター長のほうからしていただいたんですけども、それも10年ぐらい先になるんじゃないかと言われたりしていて、かなりしょげているんですけども。

僕としては、まず場所と人の確保だなと。もちろんそれは、教養部を復活させることではなくて、やっぱり教養教育をきちんとやっていくためには、必要最小限のものはやっぱり要ると。僕の意識では、今この大学にはそれが残念ながらないと。ない中で、本当に個々の先

生方の熱意だけで、辛うじて持っているなという感じがします。なので、ここにいる方々の、皆さん、応援というか、アイデアをここで聞かせていただければなと思います。

【司会（安田）】 ありがとうございました。野村先生がおっしゃることは、まさにそのとおりで、先ほど全国的に教養教育について議論する機会が不足しているのではないかというお話がありましたが、それ以前に全学的に教養教育について議論する機会がそもそもあまりないということで、こういうFD研究会のようなものを開いておりますので、ぜひともこの機会に教養教育について、皆さんお考えのことがありましたら、この場でご意見をいただきますと、こちらとしても、皆さんのご意見を取り入れて、今後の岐阜大学の教養教育をどうしたらいいのかということを考えていきやすくなりますので、もしご意見があれば、よろしくお願ひいたします。はい、よろしくお願ひします。近藤先生。

【近藤】 地域科学部の近藤ですけれども、八田さんのはうにお願いしたいというか、教養教育に関して、やっぱり各大学の専門というと変ですけれども、教養教育を担当してきた人たちの、そういう組織をきちんとつくって、そこが大学審議会とかそういうような関係部会のところにきちんと代表を送って、それでこの教養教育の在り方とかそういったものを、きちんと下からやっぱり意見を吸い上げるような、そういう機構にしてほしいわけです。



大体、1991年の大綱化のときは、大学審議会の中に教養の先生が一人もいないものだから、結局リストラしようと政府から言われて、それで大学のリストラに、どこの学部をリストラしましょうかと、教養部の先生がいないから、じゃあ教養部にしましょうと、それだけの話ですよね。

なので、そういうふうになるから、そういう面でいくと、教養部の先生たちのそういう意見がきちんと吸い上げられていたら……95年のあのオウム事件があって、それで教養が足りないからこうなったんだという話になって、教養を増やせという話になったわけじゃないですか、あれは。

なので、そういう点でいくと、そういう何か非常に一つの大学の教育の全面的な発展という、そういう側面からすれば、教養を抜かした教育の発展なんかないわけだから、そういう面でそこを何できちんと重視して、大学の機構をつくっておかないと、それが一番の問題でもないかなと。

そうしたら枠組みという議論も、きちんと専門的な枠組みができて、人も金もそういう組織もできるわけだからということをやってほしいと思います。以上です。

【司会（安田）】 はい、ありがとうございます。それでは時間となりましたので、ここでお開きにしたいと思います。本日は3名の講演者の方々にお話をいただき、これから岐阜大学の教養教育はどうあるべきか、ということを考える非常に良い機会になりました。今後、

皆さんから、さらにご意見をいただきまして、共に岐阜大学の教養教育を考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。最後に、3名の発表者の方々に、拍手をよろしくお願ひいたします。本日は、お忙しいところ、ご来場いただきありがとうございました。



参加者データ

職種別内訳(人)	
学生	1
教育系職員	78
事務系職員	15
役員	3
合計	97

所属別内訳(人)	
役員	3
大学本部	16
教育学部	12
地域学部	9
医学部	21
工学部	12
応用生物科学部	10
センター	9
その他	5
合計	97

アンケート用紙

本日はお忙しい折、本研究会にご参加いただき、誠にありがとうございました。今後の教養教育推進センター主催のイベント企画・運営に役立たせていただきますので、アンケートへのご協力をお願いいたします。

1. 本研究会の満足度はいかがでしたか。5（満足）から1（不満足）までの5段階でお答えください。

満足 どちらでもない 不満足
5 . . . 4 . . . 3 . . . 2 . . . 1

2. 本研究会で得られた、今後役立ちそうな知見がございましたら、お書き下さい。

3. 本研究会で扱った話題に関して、疑問に残ったことがございましたら、お書き下さい。

4. 本研究会について、ご意見・ご要望がございましたら、ご自由にお書き下さい。

ご協力ありがとうございました。

アンケート集計結果

回答者数	36名
------	-----

1. 本研究会の満足度はいかがでしたか。				
5(満足)	4	3	2	1(不満足)
8	20	1	4	3
22%	56%	3%	11%	8%

2. 本研究会で得られた、今後役立ちそうな知見がございましたら、お書き下さい。
教養教育の変遷が概観できた。
議論の場とそれを支えるヒトの重要性。
大学審議会から中教審に至り、現在までの変遷が理解できた。
全国の大学の中でのレポート、論文の書き方等の位置付けが数字としてはっきり示された。今後もますます重視される項目であろう。力を入れて行われるべきである。
教養教育の質の向上のため、いつ、どこが、何を、どのように、どうして来たのか取り組みが良くわかった。特に、自分が所属する学部学科のことが把握できた。
自分の部や分野だけのことを考えてはいけないと思いました。
学部における教養教育重視を前提とした、基盤的能力と専門的能力の育成の実績があると認識している。学部のカリキュラムを体系的に編成、かつ改善しつつ、全学の教員が教養教育にとりくむことが大切だと考える。

3. 本研究会で扱った話題に関して、疑問に残ったことがございましたら、お書き下さい。
関心を持っている人たちが、どうしたらつながっていくのか？
1991年の大綱化について認識のズレがあるように感じた。
一般教養教育に素人の、専門の教員が担当している現状の問題点。
これまでの取り組みの目的、目標及びそれらの達成状況、教養教育を行ったことで何がどう変わったのか、変わりやすい部分は何か、変わりがたい部分はどこか、過去と現在の違いはあるのか？
「教養教育が重要である」という話が続いたが、そのためにいかなる条件を整備されなければいけないのかの話がなかったのかは不十分。
教養教育の具体的な内容をつめるべき、何について話し合っているのかよく分からない。
出口保証ということで、何らかの“テスト”を課す方向にあるのかも知れないが、結局“受け身”的な能力を測るものばかりで創造性を評価できない。目的と結果の乖離がひどくなる一方ではないか(だからどのような“テスト”を課したらよいという答えがないのが難しい点ではあるが)。どちらかというと公務員に合

う人材を輩出するために大学があると思われても仕方がないかも知れない。

教養部をなくして問題があったのなら、なぜ教養部を復活させなかつたのか、それが分からなくなつた。

教養教育に関する議論は必要だが、教養部をなくすことで、教養教育が良くなるとは思わない。

歴史の末に具体的問題が出てきた経緯について、従来以上の知見は得られなかつた。

4. 本研究会について、ご意見・ご要望がございましたら、ご自由にお書き下さい。

各先生からのお話を聞き、改めて教養教育について考えることができました。とても貴重な時間となりました。ありがとうございました。

短い時間でプレゼンをしてもらうのであれば、全体像の提示と個別事項は限定的に取り上げるのが望ましい。登壇者にその旨伝えてはどうだろうか。話し手にとっても聞き手にとってもややフラストレーションの感じられる会となってしまったのはもったいない。特に今回歴史をふまえて未来に活かせる知見を得ることが目的であったと説明があった。であれば、後半の討論を、その趣旨で限定してはどうだっただろうか。討論が討論とならなかつたことが残念である。

課題が大きすぎるため、極めて理解・議論がしにくかった。制度論に関する論旨が主になっているが、その前提として教養とは、大学教育における教養とは、などについて理解を深めることが基本であろう。

大学の実情、学生や教職員の課題を踏まえた講習会、研修会等を行って欲しい。着任してまだ間もないため、もっと岐阜大学のこと岐阜大学の教育を知り、自らのスタンスを確立して大学に、社会に貢献していきたい。

教養が重要なのは分かった。そうであれば、金、人、時間等の必要な資源を投下すべきだ、センター専任は1人とも聞く、それでいいのか、改革が必要だといういのはわかる、が、そのために必要なものが、整備されない現状はこつけいである。一度、教員達がざくばらんに話せる機会を作るべき、労働条件の悪化、不安定教職員の蔓延という状況下で大きな声で改善をさけぶのはやめるべき、教養部を再構築した方が早いのでは？

岐阜大学における「教養教育」の位置付けを明確にすることが、岐阜大学の宣伝になると思うので、全ての学部が協力すべきだと思った。他学部のことは分からぬことが多いので。

教養部が廃止された経緯がよく分かった。また、東海地方だけでもよいから大学間連携によるコンソーシアムの形成が必要だと思うし、同時に文科省がおんどうをとつて、全国統一的な指針の構築を目指すべきと感じた。

政策に規定された大学教育のあり方が、よく分かつた。

専門教育・研究を担当している教員(研究者)が自らの大学で教養を担当できると考えている。教養専門の教員を集めたらよいという考え方には同意しがたい。

各部の教員の数の確保(専任)を棚あげして、教養負担のセンターの独立拡充という話は、納得できない。

佐々木先生の報告と質問から、各人の考える「教養」が異なることがより深く理解できました。そうした中で教養教育を行っていくことの難しさを感じました。

今回以外にも、いろいろな教養教育についての意見交換ができる場があると良いかもしれません。

自ら考える能力の不足ということが、入試には全く求められていない能力(記憶、計算と記憶の組み合わせの能力は必要とされる。)なので、ないのはむしろ当然では?東京大学の事例は週一日4コマ全部あててやるのなら面白いかも知れない。

経緯は解りましたが、未来像が見えませんでした。

昔の大学のようにゆとりのある教養教育をめざすような議論、あるいは、教養部を復活させるようなことはできないのか、に関する議論が必要。

教養教育を全国的に組織するという意見に賛成です。地域(近畿・中部など)毎でも機能すると思います。「教養教育供給機構」(大学は場を用意して講師は機構からハケンされる)の実現は、財政的にはむしろ(スリム化によって)うまく行くはずです。

表紙 ソクラテス

紀元前5世紀、ギリシャに生まれたソクラテスは「人が人として生きる意味」を史上初めて自覺的・意識的・方法的に問うた「哲学の祖」として知られる人です。実を言うと、本格的な「学問」というのはこのソクラテスの問い合わせから生じていったのであり、それは「人が生きていることの意味」を問うことからさらに「人がここに生きている世界」への問い合わせとなっていったからです。私たち人間は「この世界に生きている」からです。私たちが、何が対象であれ「疑問を持ち、追求し、学ぶ」というのも本来はそうした意味がありました。「学ぶ」ということはただ単に私たちの衣食住の欲望を満たすための手段を探すためだけではありませんでした。ところが近代以降の科学はこうした「欲望の充足のための手段」とされていく傾向が強まりました。これはこれで人間の生物的な欲求を満たすものとして意味はありますけれど、人間はそれだけで生きているわけではないはずです。私たちが生きているのにどんな意味があるのかを問うことは、「人が人らしく生きるために必然的なことだと言えます。「本当の学問」を取り戻したいです。



岐阜大学教養教育推進センター広報誌「ディアロゴス」第20号

発行
2013年7月
岐阜大学教養教育推進センター

編集
調査研究部門
〒501-1193 岐阜市柳戸1番1
TEL. 058-293-2178 FAX 058-293-3020